

# 令和6年 第1回 まんのう町議会定例会

まんのう町告示第17号

令和6年第1回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年2月16日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 令和6年3月1日
2. 場 所 まんのう町役場議場

## 令和6年第1回まんのう町議会定例会会議録（第3号）

令和6年3月5日（火曜日）午前 9時30分 開会

### 出席議員 15名

1番 真 鍋 泰二郎	2番 石 崎 保 彦
3番 鈴 木 崇 容	4番 常 包 恵
5番 京 兼 愛 子	6番 竹 林 昌 秀
7番 川 西 米希子	8番 合 田 正 夫
9番 三 好 郁 雄	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
14番 大 西 豊	15番 川 原 茂 行
16番 白 川 正 樹	

### 欠席議員 なし

### 会議録署名議員の指名議員

14番 大 西 豊                      15番 川 原 茂 行

### 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 常 包 英 希              議会事務局係長 横 関 智 之

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義              副 町 長 長 森 正 志  
教 育 長 井 上 勝 之              総 務 課 長 朝 倉 智 基

企画政策課長	鈴木正俊	地域振興課長	河野正法
税務課長	黒木正人	住民生活課長	山本貴文
福祉保険課長	池下尚治	健康増進課長	松本学
農林課長	藤原道広	建設土地改良課長	河田勝美
地籍調査課長	宮崎雅則	会計管理者	國廣美紀
琴南支所長	柴坂学	仲南支所長	小縣茂
学校教育課長	川原涼二	生涯学習課長	亀井真治

○白川正樹議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

○白川正樹議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、大西豊君、15番、川原茂行君を指名いたします。

## 日程第2 一般質問

○白川正樹議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許可いたします。

11番、大西樹君、質問を許可します。

○大西樹議員 皆さん、おはようございます。11番、大西樹でございます。寒さの中にも春の気配を感じる季節となりました。町民の皆様には、寒暖の厳しい時期であります。お体に十分お気をつけていただきたいと思います。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今日の私の一般質問は、企業誘致について及び企業用地の取得、企業優遇制度についてをお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

思い返してみますと、3町が平成18年3月20日に合併し、新しいまんのう町が誕生して18年が過ぎようとしております。この間、栗田町長におかれましては、様々な政策を打ち出し、行ってこられました。そこで、合併後の当町を振り返り、私が印象に残っている政策について少し述べさせていただきます。

平成19年、総務省の補助金を頂き、情報通信基盤整備事業を開始し、町内全域に光ケーブルを敷設したことにより、情報通信が飛躍的に改善しました。私がこうして議場で話していることも告知放送で流れていますが、このことも情報通信基盤整備事業によるもの

で、非常に便利になりました。

平成21年、あいあいタクシーの運行開始、平成24年、満濃中学校改築・町立図書館等の事業をPFI工法で公募により行いました。この事業は、当初、様々な問題がありましたが、現在は健全な運営がされていると聞いております。

平成27年、若者定住促進事業開始、この事業は非常に好評でありまして、令和6年度で10年目になりますが、昨日も同僚議員の真鍋議員が延長してほしいということをおっしゃっていましたが、私も今後も延長していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

しかし、この事業で今後大切なことは、若者定住のために働く場を考えなくてはならないということでもあります。

平成28年、琴南中学校と満濃中学校の統合など、今、取り上げましたこれらの政策はほんの一部であります。

合併後、まんのう町はハード面、ソフト面においても財政支出をしてまいりました。その結果、ハード面につきましては、できることが少なくなっているのではないかと感じております。今、私が町に対して感じていることは、現在、非常にまんのう町は健全にバランスよく運営されている状態でないかということです。

しかしながら、この18年間、企業誘致の政策について、まんのう町としての方針を聞いたことは一度もありませんでした。この件について初めてお聞きしたのは2年前の町長選挙の折に、公約として少子高齢化と企業誘致という言葉を公の場で町長からお聞きしたことであります。

では、これらを踏まえましてお聞きいたします。

私は、企業用地の取得は我が町の将来にとって非常に必要不可欠な問題と見ております。また、企業誘致のメリットは新たな雇用や税収を増やすなど、地域経済の活性化を目的に企業を誘致することだと思っております。事業所進出のために設備投資が生まれ、地元での新規雇用が生まれる。地元生産者、企業、新たな需要が生まれるということでもあります。

先般、議会と連合自治会との意見交換があり、10年後のまんのう町を見据えてというテーマで意見交換が行われました。町民の方々もまんのう町の将来がどのようになるか非常に心配していると感じました。

現在、まんのう町の人口は、2024年2月1日において1万7,328人であり、人口ビジョンで見えますと、10年後の2035年には1万5,100人程度に減少します。

また、交付税は2024年40億7,000万円ですが、10年後の2035年には35億円に減少すると見込まれております。こういうことは町の税収が減り、様々な住民サービスを行うための財政がきつくなり、商業活動も衰退し、教育制度もひずみが出るという負の連鎖が生まれ、そこに安心と快適、繁栄は望むことができません。今、まだ体力が

あるときに、10年後のために思い切った投資が必要不可欠だと考えております。そして、残されたチャンスのと きだとも思っております。

最近、ニュースなど2024年問題という言葉をよく耳にします。これは企業にとって重大問題であります。代表的な業種として物流業界、バス業界などが挙げられます。ワークバランスの重視から、労働時間の削減を目指して働き方改革を行う企業が増えています。効率性を重視し、各地で再編成が起き、大規模な流通センターが各地で誕生しております。

また、南海トラフ大地震についてもニュースでよく耳にします。南海トラフ大地震はマグニチュード8から9クラスの地震の発生確率が30年以内に70から80%予想されております。今年1月1日には能登半島地震も発生し、企業は防災対策を重視することになり、海岸沿い、河川河口部にある企業にとっては非常に将来を不安視されております。

そうしたことから、会社全体を内陸部への移転を望んでいる企業がたくさんあり、サプライチェーンの傘下に入って、企業分の雇用を抱えているため、企業の事業継続力の向上は、企業を含めた雇用維持の観点から、社会的にも重要であり、大倉工業株式会社も佐文工業団地において、大型ディスプレイ向け光学フィルム製造建屋及び設備を建設し、創業間近と聞いております。大倉工業の方に伺った話によりますと、大倉工業の本社は海岸に近く、金倉川河口に面しているため、災害を受ける可能性が非常に高いということです。光学フィルムは海外向けであり、海外の取引業者から、日本は様々なところで地震が発生しており、防災面を懸念し、サプライヤーの一員であることから、佐文工業団地での創業に至ったと聞いております。

また、最近の企業はスピード感を求め、工業用地においても、四、五年後にできるのでは取り合ってもいただけないのが現実であるため、工業用地を一日も早く造っていただき、多くの企業が我が町で創業していただければ、将来、交付税の補填にもなり、新たな雇用にもつながり、少子高齢化にもおいて、人口の減少のスピードがかなり緩やかに変化するものではないかと考えております。

住民の皆様が希望を持てるまんのう町を実現するため、また、10年後のまんのう町が笑顔と元気に満ち、住んでよかったと言ってくれるまちづくりを今日から行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お答えよろしく申し上げます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの、企業誘致の取得についてと企業優遇制度についての御質問にお答えいたします。

まず、企業用地の取得についてですが、現在、本町には5か所の工業団地があり、全ての工業団地が完売しております。そのため、町が整備した工業団地において新たに分譲できる用地はない状況となっております。そのため、新たな工業団地の導入を検討すべく、令和元年度に企業用地適地調査を実施し、町内のどの地域が適しているか、複数の候補地において選定を行いました。

その後、実際に新規工業団地造成が可能かどうかを判断するため、各種法令関係や採算

性を含めて調査を実施し、より具体的な検討を行ってまいりました。

しかしながら、過去に5か所の工業団地造成を実施した時期とは社会的情勢が大きく異なっていることから、造成完了までにかかる費用が多大なものとなる試算結果も出ており、主に採算性の面で調査を重ねている状況となっております。

そういったことから、現在は国や県からの補助金等、活用できる財源の調査を含めて、事業化に向けての検討を行っているところであります。

香川県では、令和5年度より民間事業者による工業団地等の開発の支援として最大5億円の補助事業が創設されました。また、近隣では県補助金の上乗せとして奨励金交付事業を創設した市町もございます。これらは事業主体が民間事業者による場合の補助金となっており、自治体が事業を実施する場合は補助対象外となります。そのため、自治体が工業団地を造成する場合にも適用できるよう、町村会を通じて県に対して交付対象の拡充の要望を行ってまいりました。

また、国のほうでは、都市再生整備計画事業として産業団地等に関連する都市インフラの整備に対して補助金を交付する産業立地支援事業が閣議決定されたところでございます。こういった補助金を活用できるよう、今後も事業化に向けて働きかけを続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 大西樹君。

**○大西樹議員** ありがとうございます。いろいろなことを言われましたが、なかなか難しいというような、今、印象を受けております。

初日に町長の施政方針をお聞きしまして、企業誘致については、4行程度でコンパクトな文章でございました。短文ですので少し読んでみます。

企業誘致に関しては産業の振興及び雇用の創出が図れるよう、企業誘致制度の指定要件を一部見直し、さらなる企業誘致の促進を図る。ここまでは非常に変更も新しく、優遇制度も見直されていいと。

次ですよ。ともに、企業用地については調査研究を行うということではありますが、先ほどもちょっといろいろお聞きしましたが、調査研究は大分できているんじゃないかなというふうに思っております。

後の分でちょっとまたお話ししますが、町長は数年前より企業を訪問され、トップ同士での意見交換をされていらっしゃるようです。町長は町のトップセールスマンとして、民間企業が今どういうことを考え、将来、どのように展開していくのか。そのために今は何が重要かということが一番肌で感じておられると思っております。町長さんが企業へ数社訪問し、トップの人といろいろ話した。そのときにどういうことを、今、トップが望んでおるか、ちょっと印象があったらお答えください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

これについては、昨年制定いたしました企業優遇制度についてでございますが、まんの

う町では、令和5年4月に企業誘致条例を改正し、町内で一定規模以上の施設を整備した事業者に奨励金を交付する制度を創設いたしました。これは敷地面積、建築面積、新規雇用人数等の条件はありますが、固定資産税や不動産取得税、新規雇用者数に応じて奨励金を交付するものでございます。中でも施設奨励金として固定資産税相当額を交付する奨励金におきましては、県下でも最長の交付期間となっており、企業誘致に大きく寄与するものとしております。

しかしながら、制度創設以後、何件かの問合せはあったものの、現時点では適用に至っておりません。そして、企業を訪問したときにいろいろ事業者の方からお話を聞きました。そのため、令和6年度より事業者が活用しやすくなるよう、条件の見直しを検討いたしておるところでございます。

いずれにいたしましても、企業誘致は地域の活性化のみならず、少子高齢化、地元雇用の促進、また、法人住民税や固定資産税等の税収増加においても非常に重要な施策と捉えております。

今後も慎重に検討を重ね、課題解決に向けて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 大西樹君。

**○大西樹議員** ありがとうございます。先ほど、町長、数年前よりいろいろなことをやってるといっておっしゃっていましたが、私も覚えておりますが、県の補助金を頂き、企業用地適正地調査事業が行われ、可能性調査も一部行われておると。そして、先ほども町長言われたように、現在は工業団地に空いているところは一つもございません。こういうことから考え、企業用地が早急に必要であると考えます。

まんのう町は財政面を考え、ちゅうちょしているのではないかと考えておりますが、またこの後、さっき町長さんいろいろおっしゃっていただきましたが、今のは企業用地取得についての話でありまして、これから優遇制度にちょっと移っていきたいと思っておりますので、よろしく願います。

続けていきます。まんのう町の企業優遇制度は令和4年4月1日より新たな制度となり、固定資産税が8年間免除となる等、大幅に変更されております。そのため、今年度は既に一、二件の申込みがあると聞いております。県内の市町の中でも、我が町の制度は、施設奨励金や雇用促進奨励金、用地奨励金など、企業誘致に対する手厚い優遇制度となっており、今後、用地を検討中の企業にとっても非常に魅力的な制度であると思っております。

私が、今日、町長にお願いしたいのは、町の企業優遇制度ではなくて、県の優遇制度を町長が頑張っているいろいろ考えていただきたいということでもあります。

栗田町長は2年前の町長選挙の公約に、少子高齢化と企業誘致を打ち出されています。同年、香川県知事選も行われ、新しく誕生した池田知事の公約も、最優先課題として少子高齢化と企業誘致が挙げられてました。そのことから、町長と知事の政策の方向性は一致していると思われま。

その後、池田知事との意見交換がまんのう町で行われ、その折、私は企業誘致について池田知事に直接お願いをいたしました。現時点で企業誘致先進地のような変更はなされていません。県の企業誘致制度の中に、要件を満たせば最大5億円、限度額5億円の補助金が受けられるというのがあります。これは民間に限る制度であります。民間では早期の土地の取得や地元からの協力が難しいこと、また、様々な許可も市町に比べ時間がかかるため、難しいと思われます。現在、本年度中、申込みはないと聞いていることもあり、この制度を市町にも適し、市や町でも活用できれば、市町の企業誘致が大きく前進するのではないかと思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

栗田町長は、県内の町長の中では一番ベテラン町長だと思ひます。それゆえ、県に向かつての発言力は私は大変大きいものだと思ひておひます。リーダーシップを持って、町長また議長も町村会を通じ、県に対して企業優遇制度の市町への適用をお願ひしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの再質問にお答ひいたします。

先ほど申しましたように、令和5年度に香川県は新しい奨励金交付事業を創設いたしました。しかしながら、事業主体が民間事業者による場合の補助金となっており、我々自治体が事業を実施する場合は対象外となっております。そして1年が過ぎたわけですが、なかなか民間でその事業をやるというのは非常に難しいというふうにおひ思ひしておりますし、この1年間でも実績はなかったということでおひ思ひますので、これからも町村会を通じて、県に対しましては交付税の対象を拡充し、市町にも使えるような交付金の対象を拡充していただくよう粘り強く、町村会等を通じて、事あるごとに粘り強く要請していきたくおひ思ひしておりますので、よろしくお願ひいたします。

**○白川正樹議長** 大西樹君。

**○大西樹議員** ありがとうございます。力強く、町長、言っただけなんですけど、それは努力はされると思うんですけど、これは時間が勝負ということなんで、来年の年度いっぱいにはある程度の方角を県のほうも、何ぼ制度をつくっても、利用できない制度をつくったんでは意味ないんですね。それを町長さん先頭になって、県に向かつて、市町村にも使えるような優遇制度にしてくれということをお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。

先ほどまんのう町の優遇制度の中で、ちょっと盛り込んでいただきたいんですが、まんのう町では、工場がその企業の8割、9割ある会社があり、本社が町外にある会社があると思ひますので、将来、本社移転の優遇制度もこれは取り入れていただいて、町長さんにトップセールスマンとしてお話ししていただきたいということでもあります。やっぱり何かなければ、町長さん、なかなか動けませんので、その辺は本社移転の優遇制度も今は盛り込んでおられませんので、このまんのう町の優遇制度の中に盛り込んでいただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。担当課長、ちょっと盛り込める要素はありま

すか。

○白川正樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 大西議員の再質問にお答えいたします。

本社用地要件ですけど、現在のまんのう町の企業誘致条例の中では、事業所の移転ということで、本社、支社という部分は特にうたってはございません。どちらが来ても、優遇制度の措置の指定要件にあります新築、増設を行う事業所の敷地面積3,000平米以上かつ新築建設面積が1,000平米以上であるというこの要件を満たしていただければ、優遇制度のほうは本社であろうと支社であろうと現状は使えますので、今も言う本社であれば、その上に何かがつくというような部分が検討できるかどうかいうのも調べながら、いろいろ調査しながら、検討できるものであれば検討したいとは考えます。よろしく願います。

○白川正樹議長 大西樹君。

○大西樹議員 そういうことを言うていただければありがたいと思いますが、よその県とかいろいろなところを見ている、やっぱり大分先進地とは差異がありますんで、極端な話、これは県レベルの話ですが、茨城県では本社移転優遇制度で上限が50億円とか、やっぱりその上限が全然違うんですよ。それはいろいろな町に併せてやっていただきたいと思いますが、今のその本社移転とかの優遇制度で、もう少し考えていただき、拡張していただきたい。そうすれば、町長はトップセールスマンとしてもっと働きができます。よろしく願いたいと思います。

最後になりますが、先月2月5日、まんのう町と大倉工業の間で地域活性化包括連携協定が結ばれました。新規事業を三豊市では木質構造材の製造事業と、佐文工業団地においては光学フィルムの製造を行うこととなっております。それで大倉工業さんのほうから詳細を頂きましたので、紹介させていただきます。

今回、県下の有力企業であります大倉工業が三豊市高瀬町で香川県産材や四国地域材を活用した木質構造材料の製造事業を開始することが決定いたしました。事業内容は、伐採期を迎える香川県産ヒノキを活用したJASKD材の製造と、ヒノキとスギのラミナ材を原料としたJAS構造用集成材の製造販売です。香川県産材で不足するヒノキやスギは徳島県ほか四国地域材を活用し、年間7万5,000立方の使用を計画しております。原材料の調達に当たっては、香川県森林連合会及び徳島県のナイス株式会社と連携を予定しており、製品は大倉工業グループ株式会社オークラプレカットシステム及び株式会社オークラハウスで使用するほか、ナイス株式会社と住友林業株式会社にて販売する製造から販売までのサプライチェーンを確立しています。香川県森林組合連合会は中讃地域に製材施設及び原木製材品の置場スペースを確保する予定です。

また、大倉工業は、現在、三豊市詫間町の建材事業拠点でパーティクルボードを製造しており、県森林組合連合会が製材する際に発生する木炭、端材、チップ、バークをパーティクルボードの原材料として使用することで木材を最大限に活用します。



また、同社では当事業所で得た利益の一部を伐採後の造林に還元することで、伐採から植林へサステナブルな森林サイクルによる炭素吸収のシステムの構築を計画しております。

今回、木質構造材製造とパーティクルボード製造事業による木材循環型事業による炭素固定と併せ、香川県のカーボンニュートラル実現へ貢献するとしています。

本事業所開始に当たって、香川県と香川県森林組合連合会及び大倉工業株式会社は木質利用促進事業協定を締結して、香川県産材の利用促進について相互に協力、連携を図りました。

また、大倉工業は三豊市との間で地域活性化包括協定を締結し、地域の活性化推進と脱炭素社会の実現に向けて相互連携を協働するとしています。

まんのう町も2月5日に大倉工業との間で三豊市と同様の地域活性化包括連携協定を締結しました。今回、大倉工業が開始する地域材用事業は三豊市が拠点ですが、香川県森林組合連合会が担う原材料となる県産材ヒノキの供給拠点はまんのう町を中心とする地域になっています。

また一方で、大倉工業は、今回、まんのう町佐文工業団地で大型ディスプレイ向け光学フィルムの製造建屋及び設備を約60億円かけて増設しています。これは近年ますます大型化するテレビのディスプレイや商業用ディスプレイに使用されるアクリル保護フィルムを生産するもので、今後、大きな伸長が期待されています。同社は今回の増設に伴い積極的な雇用を進めており、まんのう町の地域活性化に貢献できるとしています。

このように、まんのう町としても、今後さらなる地域活性化のために、官民の積極的な協働を進めることが必要です。県内外の企業の誘致に地域の強みを生かしたより一層魅力的な政策を打ち出すことが肝要と考えます。

ということで、大倉工業の幹部の方からこういう文書を頂きました。逆を返せば、まんのう町は企業誘致にとって非常に適しているのではないかなというふうなことを感じております。これからもまんのう町が少子高齢化ということで、大変厳しい時代を迎えることとなりますが、ともかく企業に来ていただいて、そして財政的にもこれからいろいろなことが今までどおりできるように、できるだけやっていくのが私らの仕事だと思っております。

最後に、町長さんにちょっとお願いしたいのは、先ほど言いました、工業用地取得につきましては財政面が一番でございますので、ともかくこの1年ぐらいで検討、お話しただいて、優遇制度を市町にも適用していただくということをお願い申し上げまして、今回の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、11番、大西樹君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

2番、石崎保彦君、質問を許可します。

**○石崎保彦議員** おはようございます。今年は春先の雨が多い時期が続いております

が、自宅の台所から眺めるモクレンの木があるんですけども、本当に日増しにつぼみが膨らんでまいりまして、春本番も近いのかなという気がしております。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って、私の一般質問を行いたいと思います。本日の私の質問は、地域が潤う観光戦略、選ばれ続けるまんのう町づくりでございます。

我々まんのう町が抱える重要な課題の一つに、住民人口の減少がございます。22年先となります令和27年には、現在の1万7,328人から1万3,027人へと4,301人の住民が減少するとも予想されております。この人口減少のスピードはこれから加速度を増していくと思います。この減少スピードにブレーキをかけ、人口減少を緩やかに変化させ、将来訪れる様々な環境変化に耐えられるまんのう町の体力、つまり適正な財政力、これの維持が大切になります。このまんのう町で生活する住民皆様の暮らしやすさを守る行政サービスをしっかりと維持していくということでもあります。

生まれ育った町が元気に生き続け、次の世代へ、そしてまた次の世代へとバトンタッチしていける、こういったまちづくりはこの町で今を生きる我々に与えられ、課せられた大きな使命であると思います。これは非常に重く、大きな課題だと思われるかもしれませんが、私は将来の自分たちの町を自分たちでデザインしてつくり上げていく、そして自信と誇りを持って次の世代へつなぐことだと考えると、これはとても楽しく夢があり、そしてやりがいのある仕事ではないでしょうか。里地や里山を大切にしたい郷土づくりと発展は私のライフワークの一つであります。

昨日来より、若者の移住定住政策、農業振興、企業誘致等の分野における地域振興の一般質問が同僚や先輩議員の皆様からございましたが、今回、私はこの人口減少のスピード軽減と地域振興における我が町の問題解決方法の一つとして、まんのう町の観光振興という視点から皆様とともに考えてみたいと思います。

地域や我が町を考える場合によく耳にするのは、住んでよし、訪れてよしという至極当たり前の言葉を思い出します。私はこれに稼ぎ潤いでよしの言葉を付け加え、この観点から本日の質問を進めたいと思います。当然、稼ぎ潤うこの主人公はまんのう町の住民の皆様であり、まんのう町であります。

まず、住んでよし、これは自治会や各種公民館活動等の充実による地域コミュニティーの活性化や学校教育の多様性、商業設備の立地、企業誘致、地域交通の利便性による生活のしやすさ満足度であり、これは町の生活基盤づくりであります。

次に、訪れてよし、これは交流人口の増加によって経済効果をもたらす観光振興への取組ですが、ここに町が稼ぎ、町が潤うという考え、思想が必要であると考えます。なぜなら、地域経済を元気にし、地域における消費の拡大を生む、地域、つまりまんのう町の持続性を考える場合に、質のよい観光を我が町の産業として育成すること、これは重要不可欠な目標になります。単発のイベントの繰り返しは表面上の一過性の活気を繰り返すことになり、長い目で見れば、取り組む当事者が疲れ切り、停滞と衰退を招くことになるから

です。この町が稼いで潤う、これをどう実現していくのか。そのための役割分担は、まず行政においては、確かな観光戦略に基づく政策の立案と発信、そして的確で効果のある助成制度の構築、当町に集う法人や住民の皆様においては、それを活用して利益を追求するという目的のために、それぞれの置かれた環境の中で何に取り組んでいくのかを考えて実行していく。行政と民間はお互いの手を携え、お互いの繁栄のために共に知恵を絞って汗をかく。一方で、これらの活動を厳格に見守り、チェックが行われなければ、公平性が保たれず、推進力に偏りや不満が生じます。この役割は議会にあるのかもしれませんが。

経済効果を表した2019年の資料に、定住人口1人当たりの年間消費額が130万円とありました。このことから言えるのは、住民が1人いなくなれば、1年間で130万円の消費がなくなるということです。この消費の減少額を、例えば宿泊を伴う国内旅行者の消費でカバーする場合、23人の宿泊旅行者が必要で、これが日帰りの観光客だと75人必要となるそうです。また、インバウンドの外国旅行者であれば、8人分で住民1人の年間消費額を賄えることが推測できるそうです。

これらから考えますと、町内へ観光客を呼び込むことは、地域経済において、住民の減少による消費の衰退をカバーし、行政としての基礎体力を維持するという大きな効果を生み出すことが分かります。これらの取組を担っていくのは、行政、地域住民、民間企業、団体、そして、観光の場合はまんのう町への来訪者の方々となります。

行政は第一のセクターとして公益の追求、民間企業や事業者は第二のセクターとして自己の利益を追求、そしてこの行政と民間、二つと連携し、共通の利益追求を目的とする三つ目のセクターが必要となります。観光を産業として考える場合は観光協会がこれに当たるのですが、できれば地方自治体と民間事業者による観光ビジネスに取り組む共同体として、地域の観光経営を担っていく高い専門性を持った組織を立ち上げ、自治体から付託された公共性の高い観光業務を行政との役割分担を明確にした上で効率よく実行し、結果を出していく組織が必要となります。まんのう町単独での立ち上げや運営が難しいのであれば、近隣の地域が連携した地域連携版のDMOが合うと思うのですが、現在、まんのう町には観光協会もDMOもございません。DMOというのは、競争力のある観光をマーケティングするという視点に立つ組織であって、観光協会とは異なります。行政区の制約を受けず、行政の補助金に必ずしも依存せずに、成果と利益を求める組織であります。

ここで質問ですが、まんのう町は将来へ向けた当町の持続可能な観光のまちづくりをどう捉え、どう取り組んでいるのでしょうか。また、これから取り組んでいくお考えなのでしょうか、お答えいただきたいと思えます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、地域が潤う観光戦略～選ばれ続けるまんのう町づくりの御質問にお答えいたします。

「住んでよし」ということで、民間の事業者が行った住み続けたい町ランキングによると、香川県ではまんのう町が2年連続で1位となっており、子育て支援が充実している、

福祉が充実している、ほどよい自然があるなどのコメントがあり、町の子育て施策、福祉施策が評価いただいているものと考えております。

また、訪れてよし、稼ぎ潤いでよしということで、経済効果を生む観光振興への取組は、地域が観光で稼ぐことにより、地域を活性化することにもつながり、重要であるものと考えております。

現在、観光資源である満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園、そのほかには温泉施設、道の駅、キャンプ場、各種イベント開催等で観光資源の発掘、観光商品の開発、地域固有のブランドづくりについては実施されてきました。

しかし、観光客を呼び込む取組だけでは十分ではなく、観光客に行ってみたいと思ってもらい、お金を使ってもよいと思ってもらうためには、観光客のことを知り、分析し、戦略を立てて、効果的に呼び込み、売るマーケティングが重要であると考えます。効率的・効果的に観光客を誘導するための施策を研究していきたいと考えておりますが、その中で必要となれば、石崎議員さんの提案にもあります観光協会、地域版DMOについても検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** 非常にうれしい御回答でありありがとうございました。元気が出てまいりました。

最近の傾向であります。令和6年度の観光庁における予算概要を見てみますと、外国人客への地方誘致に向けたインバウンド一辺倒なんですよ。SNS等の影響で地方へ観光客が押し寄せる風景をよく見るんですけども、一部ではオーバーツーリズムが起り、本来、守られるべき地域住民生活環境への悪影響も散見されます。

私はまんのう町の住民と観光資源と来訪者、この3者の共存を図りながら生かしていく、まんのう町ならではの構想に立った観光政策が必要であり、大切であると考えます。

再質問となりますが、我が町の住民と観光資源、そして当町への来訪者、この3者が満足と納得のいくまんのう町の観光というものをどのように推進していくお考えでしょうか、お聞かせ願いたいと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 住民、資源、来訪者の3者が満足と納得のいくまんのう町の観光というものをどのように推進していくかとの再質問にお答えいたします。

12月議会でも説明しましたが、現在、本町の3大観光資源である満濃池、国営讃岐まんのう公園、香川県満濃池森林公園への年間を通じての来訪者、そのほかには温泉施設、道の駅、キャンプ場の利用客、各種イベント開催時の集客、有名うどん店等の利用者が観光来訪者として主なものであります。

特に集客の多いものは、国営讃岐まんのう公園で行われております夏の音楽野外イベントや冬のイルミネーションであります。町としては「春らんまんフェスタ・まんのう町の日」や「まんのう町かりんまつり」等のイベントの開催、ひまわり観光推進により行われ

ております「ひまわりまつり」、琴南地区島が峰で行われている「そばの花見会」など、まんのう町の魅力を多くの方に発信する活動や、豊かな自然を生かしたまんのう観光を活性化するために、SNSや電子媒体を活用したPR活動をより一層行っていき、また、自然の鑑賞や史跡等を生かしての体験型のグリーンツーリズムやエコツーリズム事業の推進も行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 これまたありがとうございます。非常にうれしい内容でございまして、12月の一般質問で行わせてもらったんですが、持続可能でコストを抑えて、安定したまんのう町の観光を組み立てる方法として、まんのう町を滞在型、体験型、周遊型観光の拠点づくりとして取り組んでまいりたいと思います。新しい施設の建設等は行わず、大きな予算はかけず、町内各所にある既存の施設へ整備や拡充の手を入れ、活用するものがあります。一つ一つには魅力あるものがいっぱいあります。ふだん、そばにあるものだから、我々住民自身がその価値に気づいていないのではないのでしょうか。

これ、三つ持ってまいったんですけども、これは庁舎玄関脇に置かれているまんのう町内と近隣地域の観光案内でございます。たくさんあるんですけども、三つ持って上がったんですが、例えばこのまんのうワクワク体験観光ガイドマップ、これは表紙に湖みたいな満濃池がありまして、各地域の風景がちりばめられております。何とこの中に、たくさんあるんですけども、まず1番目がかりんの丘公園、ここはバイクでトライアルするコースがありますよね。案外地元の人には知らないんですが、結構メジャーになってます。それから3番目のほたる見公園、5番目の満濃池、11番の大川キャンプ場、14番目の三霞洞溪谷、ここもきれいですよね。それから19番目の二宮忠八飛行館、飛行機の発祥のいろんな文化が詰まったところでもあります。それから最後の轟の滝まで22か所が紹介されています。当然この中には国営讃岐まんのう公園、県営満濃池森林公園もございます。まんのう町の住民の皆様がこれを見た感想、うちもちょっと家族で眺めてみたんです、これ知っとるかいうて。そしたら、こんなんあったんとか、それから知らなかった。こういうところあるんやったら、ちょっとお父さん、今度、休みにドライブに行ってみるとかいうところがたくさんありました。いかにふだん地元を散策していないかということなんですけど、こういった経験を皆様もお持ちでないのでしょうか。旅行で観光地へ行った場合に、我々はその景色に感動するんですけど、写真を撮ったり、いっぱい感動するんですけども、そこに住んでいる住民の人々はごく当たり前のふだんの風景なので、別段感動しない。これと同じと思うんですね。我々の日常の中にあるものが、外からまんのう町に来た人には新鮮な感動を呼びます。つまり我々には当たり前のここにあるものが、観光客には観光資源となるのです。

多分、これはここだけで体験できる、ここに来たから体験できた、ここだけ効果と思います。これに例えばまんのう町が黄色に染まる春の菜の花、夏のヒマワリ、秋のコスモスやたわわに実ったカリンの実、訪れた季節だけの今だけが加われば、感動はもっと大きい

ものになります。そして、それがまた来てみよう、ひいては住んでみようかな、よし住んでみようという気持ちにつながっていけば、非常にうれしいですね。

ちなみにこのパンフレットの表紙は、さっき言いましたように、満濃池と各地スポット写真があります。

裏面なんですけど、この真ん中に昨日質問のありました転入者と若者のマイホーム取得を応援しますのサブタイトルで、まんのう町若者住宅取得補助事業、補助金最大150万円、これが掲載されています。吹き出しに、ああそうだ、まんのう町に住もうなんてことも書いてございます。非常にしっかりしたPRができていると思ったんです。

また、これは名勝満濃池、このパンフレットでございます。表紙は阿讃山脈です。これを借景とした満濃池全体を空から鳥になって眺めたような風景でございます。裏表紙がちょっと小さいんですが、またこれ、私、大好きなんですけども、阿讃山脈の最高峰、標高1,042メートル大川山頂ですね。そこから、つまり天空から、箱庭のようなまんのう町、ここを眺められます、これが満濃池ですから。それから瀬戸内海につながる風景です。その中に夕映えに生える満濃池が輝いておると、こういう写真でございます。

これらの写真は、そこに立って眺めたいと思う気持ちが起る美しいものです。仁尾町の父母ヶ浜や観音寺の天空の鳥居、雲辺寺の天空のブランコに比べて、私は勝るとも劣るものではないと思います。

また、JR四国が運行し、予讃線を走る「四国まんなか千年ものがたり」の上り列車、「しあわせの郷紀行」というんですが、これが16時24分頃、満濃池に最接近する時刻でございます。そのときに車内放送で満濃池の紹介がかなり細かく丁寧にされております。居合わせた地元の方は大きく手を振って歓迎するんですが、車窓からは乗客が乗り出すように手を振って応えてくれます。ただ残念なのが、その沿線に満濃池を指し示す広告塔も看板もないんです。ですから、乗客の方はどこに満濃池があるかはちょっと認められない形になっております。

そこで、再質問となりますが、まんのう町内には本格的な大型施設としての旅館やホテルがございません。さっき言いました滞在型、周遊型の観光の拠点として、宿泊施設が脆弱であることが弱点である当町で、こういった観光をつくり出していく場合に、どのような発想を持たれるでしょうか。栗田町長のお考えをお聞かせ願えればと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの、観光の拠点として宿泊施設が脆弱であることが弱点である当町で、滞在型観光をつくり出す場合にどのような発想を持たれているのかとの再質問にお答えいたします。

本町では、滞在型観光の宿泊先として、塩入ふるさと研修館、塩入ふれあいロッジ、大川山キャンプ場、健康ふれあいの里キャンプ場、国営讃岐まんのう公園オートキャンプ場が主なものであり、民間のホテルや旅館、民泊施設も数えるほどです。中でも町営の宿泊施設は老朽化が著しく、修繕等が必要であり、高額な経費が必要になることが予想されま

す。

しかしながら、滞在型観光を検討していく上では、宿泊施設は必要不可欠なものであることから、修繕等を実施する際には、十分精査して行いたいと考えます。

現状、今ある公共施設の有効利用を軸として滞在型観光を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。私もそうでしょうけども、多分、町民の皆さんが思うのは、さっきお話があったように、国営讃岐まんのう公園、非常に集客力を持った観光訪問先ですよ。実績もございます。この知名度や集客力を生かして、満濃町内への滞在客、これをやっぱり生み出していきたいと思います。

例えば国営讃岐まんのう公園に行きたいと思ったときに、香川県にあるのかと追わえていくと思うんですけども、これじゃなくて、まんのう町に滞在して、近辺をゆっくり回ってみたい。そうか、国営公園もあるみたいだから訪問先に入れようか的な発想になってもらったらしいなという思いでございます。

まんのう町の民家に家族やグループやカップルで泊って、国営公園や町内見どころコースを観光、天体望遠鏡と天文台を持っている市町はそうそうありませんよね、確かにちょっと老朽化はしておるんですが。私はこの風景がとても好きで、もう一遍、言いますが、この大川山頂から、ここに立って眺めたときの、当然朝焼けも夕焼けもすばらしいものがあります。これはここに来ると見れないわけですし、これがまんのう町のここだけ、それからヒマワリとかに包まれた今だけという風景になると思うんですけども、近隣の市町への日帰り観光や瀬戸内海の上を走りながら、橋ですね、日本昔話に出てくるような山、向こうから眺めると、飯野山がぽかっとあって、こんぴらさんの丸い山があって、非常に日本昔話のイラストの絵のような風景が讃岐平野にございます。その真ん中のまんのう町で農業体験や施設を巡ったり、町内のいろいろな産業に触れてみる体験型の観光、この魅力は十分にあると思います。つまり地域観光、例えば近距離では中讃広域圏の周遊型の観光、足を延ばせば、例えばまんのう町に泊って、今日は松山城、松山方面へ行ってみるとか、あるいは桂ヶ浜、牧野植物園へ行ってみるとか、それから鷺羽山、こういった讃岐の真ん中に位置するまんのう町の地理的条件を生かして、近隣市町との観光連携を構築し、このエリアを訪れ、まんのう町に滞在する魅力を訴えることは必要かつ重要であり、大きな効果を生むと思います。

再質問となりますが、現時点において、近隣市町との地域観光における協定等があれば御紹介ください。そして、そのエリアにおいて、当町の観光の目玉とすべき、これ、繰り返しになるかも分かりませんが、3大景観のあるところがありますよね。こういった生かし方や集客手段についてのお考えをお聞かせ願えればと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 現時点における近隣市町との地域観光における協定等があれば御紹介く

ださい。また、そのエリアにおける集客手段等についての考えはとの再質問にお答えいたします。

近隣市町との地域観光に関する協定につきましては、令和4年4月4日に観光振興に関する連携協定を琴平町と締結し、観光資源を持つ両町が相互に連携・協力し、両町の観光振興を図ることを目的として、①観光振興に係る情報共有及び情報発信に関する事、②観光振興に係る共同開催に関する事、③この二つに掲げるもののほか、それぞれの地域の活性化及び持続的発展に資することの事項を連携・協力するものとしております。

現在までに「四国金毘羅ねぶた祭り」の運営協力、「まんのうひまわりまつり」の運営協力、イベントチラシ等を琴平町観光協会を通して各旅館等へ配布、情報発信、琴平温泉ガストロノミー開催におけるまんのう町特産品のPR及び販売、さぬき夢桜と旅する講談等を実施してまいりました。

今後は温泉ガストロノミーを共同開催することを検討しております。両町間で協議を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。こんぴらさん、それから満濃池、国営公園、非常にぎゅっと観光地が詰まった場所ですので、有効に活用していきたいと思っております。

続きまして、まんのう町の将来を見据えて、観光を産業にするという考えにしっかりと取り組み、これを育てていく場合、まんのう町の行政とまんのう町の住民、双方の理解と協力が必要不可欠となります。

再質問となりますが、まんのう町を中心にこのエリアの観光推進を考え、来訪者が高松や丸亀や琴平を宿泊地とせず、まんのう町内に宿泊・滞在し、観光に出かけることを選択する観光客を増やしていく。このようにまんのう町に来訪者が増えると、活気に満ちた風景が生まれ、住民や町が潤います。気持ちも潤います。その実現へ向け、行政において行うべきこと、また、住民側において行うべきこと、非常に抽象的で恐縮なんですけど、このすみ分けについて、行政、住民、相互において何が必要なのか、栗田町長が思われるところを御紹介いただければと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

行政として行うべきことは、観光まちづくりの位置づけを明確にし、県や近隣市町村、関係団体等と連携しながら、長期的な視野に立って観光客の集客活動を立案及び事業実施を図ることだと考えております。

また、関係団体及び住民に対し、観光まちづくりに関わる適切な支援や情報提供等を行うこと、観光まちづくりに関する公共施設の適切な活用・利用等も必要と考えます。住民側の行うことは、関連する各種活動を通して、町民と観光産業との関わりや観光まちづくりについて理解を深めていただき、伝統芸能や文化等の紹介や体験、観光ボランティアの担い手等により、町外住民や観光客との交流を行い、また、観光イベント等へ積極的に参



加することにより、本町の魅力を再発見するとともに、地域に対する誇りを高め、観光客の受入れ等に協力していただくことと考えておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

○石崎保彦議員 非常に的確で明快なお答えありがとうございました。

観光推進において、まんのう町は香川せとうちアート観光圏整備計画に公益社団法人香川県観光協会の一員として令和2年度より参画しております。これは国が全国13地域について認めた観光圏整備実施計画認定地域における観光の整備推進計画であり、近隣市町も全て参加しております。例えば隣の琴平町は町内に宿泊施設の多いことから、滞在促進地区に設定されております。我々のまんのう町は善通寺市、綾川町、多度津町とともに中讃交流地区に区分されて、各市町の比較的歴史に触れた施設や自然の紹介があります。我が町は文化、スポーツ、レクリエーションの一大基地としての国営讃岐まんのう公園が紹介され、この周辺、つまりまんのう町をこの地区の核とすると記載されております、非常にうれしいことなのですが。

再質問となりますが、この香川せとうちアート観光圏整備計画は発足から4年がたちました。まんのう町に関係した観光推進計画や施策があれば御紹介いただけますか。

また、当まんのう町における観光協会設立や近隣市町と連携した地域版DMOについて、過去における設置に向けた動きの有無と、地域観光を考えた場合、これらの設置に対する栗田町長のお考えをお示しいただきたいと思ひます。タブレットの一般質問、石崎に関連資料を4点ほど添付しておりますので、御参照いただけたらと思ひます。お願いたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

香川せとうちアート圏整備計画は香川県が2010年に策定し、現在、3期目となります。この中で滞在型促進地区と交流地区があり、まんのう町は中讃交流地区（善通寺市、綾川町、多度津町、まんのう町）に分類されております。現在までに中讃交流地区において実施された事業はありません。

また、当町と近隣市町で地域版観光協会やDMOについてですが、さぬき瀬戸大橋観光協議会に本町は会員として加盟しております。丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町の3市5町及び各市町の商工会議所、商工会、各市町の観光協会及び各市町の関係する各種団体により構成されております。

この協議会としては、毎年、関西方面への観光キャラバン隊の派遣、広報誌「Beはひとふる」讃岐のまんなか観光ガイドの発行、観光客誘致事業を実施いたしております。昨年度は、弘法大師空海御誕生1250年を迎えることをPRするために、中讃地区の3市5町を走りながらうどん店を巡るウルトラうどんマラニックin中讃を実施しております。現状、この協議会により中讃広域圏の観光振興事業を実施しておりますので、よろしくお願いたします。

○白川正樹議長 石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございます。改めてお聞きしまして、いろいろやってみるんだなということだったんですけども、地域観光の推進においては、現在、この地域における来訪者の状況とか、それから来訪目的等、それから性別、年齢、いろいろあると思うんですけども、この分析を行った上で地域の資源、我々であれば、さっきの琴平、まんのうになるんでしょうけども、この資源を生かして地域を売り出す戦略の構築や、民間への指導や相談に乗ること、こういった専門的かつ多岐にわたる知識や活動が必要となります。まんのう町やこのエリアの観光推進を考える場合、行政、住民の役割分担と連携が機能することはもちろん大切であります。先ほど来の第三セクター的な観光協会、むしろ地域版DMOによる観光戦略の構築と、住民や事業者との連携はとても重要なことでもあります。当然、そこで練られた戦略を受けての政策決定や戦術の策定は行政における大きな仕事になると思います。

もう一部パンフレットがあるんですが、これも庁舎の横にある「さぬきのまんなか」というエリアの観光案内なんですが、これを見ますと、広げると、これは瀬戸大橋ですね。まんのう町はこの辺りになります。中讃がずっと広がっておりますが、こうやって見ますと、やっぱりまんのう町はここになるんですが、合併のおかげで非常に素晴らしい自然、これが町内に出来上がりましたので、自然を生かした観光、それから森林浴に身を包みながらリフレッシュできる観光、それから、例えば木柵池でマス釣りをしたり、綾子踊をちょっと衣装をつけて踊ってみたりとか、こういった農業体験、それから里山ハイキング等の体験型の観光、それから香川県の大川山、ここですね。一番高いところから眺める天体、星の数々、こういったここだけのまんのう町、今だけのまんのう町で体験できる観光体験、そんなPRを全国各地へ向けて今以上に発信することが重要であると思います。特に力を入れるのは、神戸、大阪を中心とした近畿、阪神方面であると思います。なぜなら、香川、徳島からの転出者が最も多い地域がここにあります。仕事の関係、学校の関係が多いです。体験型の観光など、それからまんのう町に関係性を持った方も多いと思います、阪神圏には。それで、Uターン移住の可能性もかなりあるんじゃないかと思います。体験型観光など多様化した観光目的を持つ人々に必ずヒットすると思います。願わくば、リターン客、そして移住予備軍、それからふるさとへ帰ってくるメンバー、こういった方々の移住となっただけであれば、非常にうれしい限りであります。

取り組みたいことやつくり出したい風景は幾つもあるのですが、私はこのエリアへの周遊型観光の体験型観光、これを目的とした観光客を迎える場合、先ほどの町の施設も大切なんですが、まんのう町をその拠点として考えた場合に、宿泊先として、空き家バンク等と連携して、現在急増している町内の空き家や古民家、この現所有者が健在なうちに、ケースはいろいろあるんでしょうけども、買取りとか賃貸の手続を進め、手入れすることにより、町内各地に分散した宿泊施設、これを有することで、まんのう町全体での宿泊可能人数、これを確保できないものかと考えます。

本年1月から空き家政策を担当する地域おこし協力隊として会計年度職員が1名雇用、

配属されておりますが、まだまだマンパワーは不足と思います。

滞在型観光政策は移住者、転入者を受け入れて、その増加にもつながり、住民人口の増とまではいかないまでも、住民人口の減少傾向を緩やかにして、将来のまんのう町の財政と住民福祉を考える場合、政策として有効であり、必要であると確信はいたします。ぜひ専門担当課、または担当室の設置を希望するものであります。

最後の質問となりますが、今、申し上げた空き家政策に対する方向性、お考えと、滞在型観光政策や移住・転入者増を推進する担当課、担当室の設置についてのお考えをお伺いしたいと思います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 石崎議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、まんのう町は第2期まち・ひと・しごと総合戦略の中で、「子どもから高齢者まで誰もが安心できるまんのう」として、まちの創生をテーマに、移住・定住の促進をしております。町外から多くの方が移住する動きを支援できるよう、多様な媒体による積極的な情報発信と相談体制を充実し、住宅取得補助、空き家リフォーム補助、U・J・Iターンの移住支援、大学等奨学金返還支援など、経済的負担の軽減も図っております。

今回、このような取組を地域活性化につなげるために、新たな視点と活力、企画により、まんのう町をさらに元気にしていただけたらということで、令和6年2月1日より、空き家の利活用・移住・定住関係をミッションとした地域おこし協力隊を1名採用し、委嘱しております。

地域おこし協力隊の具体的な活動は、空き家を活用したお試し移住体験や移住者交流等のイベント企画、農地つき空き家等を活用した農業体験のできるゲストハウスなど、まんのう町の魅力を体験し、移住者の増加につながるような取組ができればと考えております。現在は情報収集と調査研究の段階ですが、こういった取組の事業化と起業を目標としており、活躍を期待しております。

また、体験型・滞在型観光施策として、自然の鑑賞や史跡等を生かしての体験型のグリーンツーリズムやエコツーリズム事業の推進も行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

提案いただきました施策等を展開していく上で、専門的な室を設置するのがよいのか、外部組織を立ち上げて実施するほうがよいのか、この部分についても検討して進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 石崎保彦君。

**○石崎保彦議員** ありがとうございました。ぜひ検討のほうをよろしく願い申し上げたいと思います。

本日の四国新聞の朝刊に、地域観光の足として丸亀、坂出観光協会が、60キロを1回の充電で走れるみたいなんです、電動自転車、これの貸出しの記事がございました。60キロといますと、さっきの圏内は相当回れますよね。特に琴平、まんのうぐらいを考

えた場合に、こういったことも有効なのかなという気がいたしました。

それからまた、当町の町議会の記事として、昨日の一般質問の回答として、若者の住宅取得補助事業、これのこと、これを若者定住施策の柱と捉え、延長することとその内容を細かく掲載されております。9年間で473件の利用があつて、大いに効果があつたと思いますので、引き続き、お願いしたいと。

それから、空き家対策として中古物件の補助増額への検討、これも掲載されております。非常にこれも大きなPRになるんかなという気がいたします。

地域を考える総合力を持って、ぜひまんのう町になじみ、まんのう町が潤う観光、まんのう町がにぎわう観光づくりに取り組んで、これを育てていく、この取組を行政やまんのう町の住民の皆様とともに実現していければうれしく思います。

回数を重ねた質問への丁寧な御答弁ありがとうございました。以上で本日の私の一般質問を終わります。議場の皆様、それから放送をお聞きの皆様、長時間にわたりありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、2番、石崎保彦君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で11時5分まで休憩いたします。

**休憩 午前10時51分**

**再開 午前11時05分**

**○白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

4番、常包恵君、1番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** 失礼いたします。4番、常包でございます。本日3人目ということで、皆さんお疲れのところとは存じますが、通告に従いまして、3月の一般質問をさせていただきたいと思っております。執行部の皆さんには答弁よろしくお願い申し上げます。また、告知放送をお聞きの皆さんにも、いましばらくお付き合いいただきたいと思います。

今日は啓蟄ということで、二十四節気の一つ、春を告げる一つの季節の変わり目かなと思っております。今日の寒い雨ではありますが、寒暖差が大きい中、皆様には健康に御留意いただきたいと思います。

それでは、一つ目の質問、新年度予算、令和6年度予算についてお聞きいたします。

総額117億1,000万円の一般会計予算が今議会に提案されております。前年度5年度に比べて1億2,000万円、また、5年度の3月補正後の予算に比べて約7億2,000万円少ないものとなっております。予算の概要の説明を聞きますと、重点事業には神野地区の勤労青少年ホームのつり天井撤去事業、サン・スポーツランドのテニスコートの更新事業など説明をいただきました。ハード面だけではなくてソフト面、住民サービス面の施策はどのようなものがあるのかお示しいただきたいと思っております。

予算編成における基本方針の中で、これまでの行政側の供給指定によるサービスから、住民の需要に応じる公共サービスへの新たな形を確立するというようなことが述べられておりました。予算書事業の中で具体的に挙げますと、どのようなものがあるのかお示しいただきたいと思えます。

また、12月議会で予算のことをお聞きいたしました、総額120億円強になるというようにもそのとき御答弁いただきました。117億円まで抑えるためのどのような工夫がされたのか、併せてお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、新年度予算の総額を抑えるためにどのような工夫をしたのかとの御質問にお答えいたします。

まず、ソフト事業につきましての施策ということでございますが、令和5年度よりスタートしました定住者大学等奨学金返還支援事業につきましては、事業規模を拡大し、6年度は700万円を計上いたしております。住民の皆様はもとより、町外の方からのアクセシビリティの向上を目的としたホームページ更新事業に1,430万円、これまで内部事務で活用しておりました統合型GISシステムを更新するとともに、外部に向けてもその一部機能を開放し、住民の皆様、事業者の皆様にも活用していただけるよう、グレードアップを予定いたしております。

そのほかにも、従来より継続して実施しております奨学金返納免除制度、独り親、子供、障害者の医療費助成、若者住宅取得補助などのソフト事業を展開させていただいております。

利用者のニーズを直接把握できているかという点におきましては、住民の皆様の代表である議員の皆様からの御意見も予算編成の参考にさせていただいております。

次に、総額を抑えるための工夫ということでございますが、令和6年度当初予算編成においては、当初段階で各課から上がってきた予算総額は約120億円強となっております。その後、年末から1月中旬にかけての予算査定において117億円強となったということでございます。

これは、まず予算要求において各課から出てくる要求額について、原則一般財源の対前年比5%減を目途に要求額の積算を依頼しました。しかしながら、全体で前年度比約2億円の増加となりましたので、前年度比で増加額の多い事業を中心に事業の緊急性、優先度を事業所管課と折衝の上、判断し、優先度が低い事業につきましては、事業費の減額、後年度への事業の先送りなどにより予算総額を圧縮したものでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。予算書を見てもみますと、事業費は小さいんだろうと思うんですが、犬猫のマイクロチップ装着補助事業というのもありました。新たな住民サービスということで、こういう点ももう少し宣伝をしていったらいいんじゃない

かなというふうに私は感じました。

続いて、祓川児童公園のトイレ設置工事が昨年1回目の入札は不調になったと思います。建築資材、燃料費、人件費などが全て高騰しており、予定価格で請け負っても赤字になるというような業者さんのお話も耳にしました。

国土交通省は、2月16日、公共工事費を積算する際に、建設労働者の基準賃金として使う労務単価を3月から全国平均で5.9%引き上げるといようなことも新聞で見ました。

今回の予算において、工事費、業務委託費など、資材や人件費などの高騰を反映したものととなっておりますのかどうか、担当者は限られた予算の中で、ややもすれば、よかれと思って、前年度並みといいますか、前回並みといようなことを考えてしまいがちであります。業者さんにとっては、先ほど申し上げてましたように、非常にいろんなものが値上がりしておる中での大変厳しい状況があります。そのような点について、今回の予算がどのようなようになったのかお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

土木工事や建築工事の積算をする場合、労務費や積算基準については、香川県土木部が発表しております最新の単価や積算基準書を使用して設計書を作成しております。そのほか、材料の単価につきましても同様に、最新の積算資料及び見積徴取により単価を決定しています。また、毎年4月に香川県土木部から発表される労務単価等については、国土交通省の引上げが反映された単価になっております。

御質問にありますように、近年の人件費、材料費の高騰により、予算時に積算したものが発注時には数割上がることもあるため、担当課は高騰を考慮した積算をして予算措置しております。

しかしながら、実際に発注する際には、その時点での最新の単価に入れ替えて予定価格等を決定し、入札をすることになりますので、もしも予算額が足りない場合などにつきましては、予算を補正する可能性もございます。

今後の入札につきましても、人件費、材料費の高騰を踏まえた予定価格を設定し、適正な入札を実施してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。適正な入札よろしく願いいたします。

予算の関係とは若干ずれるかも分かりませんが、令和8年3月20日、2年後になりますが、新しいまんのう町が誕生して20年となります。琴南町、仲南町、漢字の満濃町が対等に合併して、はや20年の節目を迎えることとなります。

これまで、先ほど議員さんのお話もありましたが、3町の施策をそれぞれ統合して新たなまちづくりが進められてまいりましたが、住民の皆さんの中には、あっちばかりよ

つとるんではないんやろうかとか、事業がそちらに集中してないやろうかというような旧町意識といいますか、そのような声も聞こえてくることもあります。まだまだそういう状況が抜け切りませんが、今後、町の一体感をより強め、本町のよさを広く発信していくために、合併20周年事業というのにも企画していく必要があるのではないかと考えますが、お考えをお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの、2年後の令和8年3月20日に合併20年の節目。大勢の町民参加で町の一体性を強め、本町のよさを広く発信していくために記念事業を行う考えはと質問にお答えいたします。

現時点におきましては、記念事業等のイベントについての計画はまだございません。しかしながら、20周年に当たっては、やはりこれまでの歩みをしっかり礎として、町民が一つとなって、町民協働で次の飛躍の節目となるように考えております。今後、どのようなことができるかを考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。やっぱり準備に時間がかかりますから、記念事業を一つのセレモニーだけで終わらすのではなく、町民が参加をする、新しいまんのう町町民という意識を持っていただくような取組のためには十分な準備をよろしくお願したいと思います。そのためには6年度から既に作業を進めていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願いたします。

以上で、一つ目の質問を終わります。

**○白川正樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○常包恵議員** それでは、二つ目の質問であります、まんのう町職員の働き方についてお尋ねいたします。

今、質問しましたが、一般会計117億円、令和6年度の事業を推進していくために職員の皆さんの知恵と経験が不可欠だと思います。正規職員といいますか、常勤の方が204名、会計年度任用職員、従来の臨時職員の方ですけど、283名、合計487名、昨年4月現在ですけど、毎日の仕事に励んでいただいております。現在の住民サービスを提供していくためには、皆さん方の存在がなくてはならないというようなことも昨年12月議会で御答弁いただきました。

そこで、職員の皆さんが健康で働きがいのある職場となっているのかどうか、現状と課題、今後の取組についてお示しいただきたいと思います。

その前に、昨日、議会初日の同僚議員の不適切な発言が、当事者から謝罪と削除依頼があり、議長から厳重注意、議事録削除となりました。今回、職員の働き方を質問するに当たりまして、議会自らが職員の職場環境を乱したことを残念に思います。議会議員の1人として、私も2度と起こらないよう、また、私自身も起こさないよう、議場だけではなく、

自分の言動に常に気を引き締めていかなければならないと感じているところです。

それでは初めに、正規職員の方についての状況をお伺いいたします。

年次有給休暇の取得状況、残業時間の状況、病気休暇の取得状況、労災事故の発生状況、また、育児休暇の取得状況についてお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの質問にお答えいたします。

初めに、年休の取得状況について、令和5年の年休5日以上を取得者は、正規職員のうち特別職、派遣者及び休職者を除いた職員193名を分母といたしまして、うち164名、比率で申しますと85%の職員が5以上の年休取得を達成しております。

次に、残業時間について、令和4年度の年間残業時間数は1万3,595時間であり、そのうち平日時間外勤務が9,779時間、休日勤務が3,140時間となっております。

また、年間残業時間数を12月で除し、さらに時間外手当対象職員で除して算出した1人当たりの1月の平均残業時間数は6.82時間でございます。

また、令和4年度において、1月の時間外上限である45時間超えの残業時間数を勤務した者は16名であり、いずれも選挙や新型コロナウイルス感染症予防対策など、定常業務以外の突発的業務に従事したことが要因でございます。これにつきましては、突発的な案件にも対応できるよう、各所属において適切な業務分担及び業務改善を行うこと、また、職員の知識の向上及び職員間の連携により、職員一人一人が幅広い業務に対応できるよう努めてまいりたいと思います。

そして、病気休暇の取得状況について、令和4年度の病気休暇取得件数は11件、令和5年度現在で8件でございます。

また、労災事故の発生状況は、公務災害件数が令和4年度に3件、令和5年度現在では2件でございます。

病気休暇につながる職員の健康につきましては、例年、人間ドックや職員検診の受診を促進し、特定保健指導も必ず受診するよう周知しているところでございます。

また、労災案件につきましても、日頃から事故のない業務対応をお願いしているところでございますが、今後より一層、注意喚起し、業務改善を図ってまいりたいと思います。

最後に、育児休暇の取得状況について、令和4年度に7名のうち男性職員3名、令和5年度現在で7名のうち男性職員3名の取得となっております。女性職員においては100%の取得状況となっておりますが、男性職員は育休取得者が少しずつ増加はしてきているものの、取得率100%には達していない状況でございます。男性の育休取得向上により、職員のより豊かな人生設計の支援ができるよう、取得しやすい職場環境づくりを組織全体で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。先ほど、5以上の取得者が85%ということで、かなり年休が進んできてるのかと思いますので、今後ともよろしくお願いいたし



ます。詳しい説明ありがとうございました。

それで、先ほどありましたが、2月18日の新聞の中で、2022年度、令和4年度には自治体職員の2.1%が精神疾患で1か月以上休職、10年前の1.8倍になったとの記事がございました。本町職員に当てはめると、10人前後、先ほどの報告で、病気休暇が10人ぐらいあるということでした。このような事案の分析、対策を議論するというのは労働安全衛生活動ということですね。以前、質問したときは、年1回開催されているとお聞きしました。毎月1回の開催というのが法律で義務づけられていると思います。先ほど来から、個人の注意も大変重要なことではありますけれど、職場として、使用者として、職員の健康なり安全というのをちゃんとしていかないかんというのが法律の趣旨だろうと思います。使用者には罰則規定もございます。その辺の関係について、現状、今後の考え方についてお示しただけならと思うんですが、よろしく願います。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

令和5年の半日または1日単位での年休取得が5日未満の職員の人数は休職者等を除いた193名のうち50名であり、比率で申しますと25.9%でございます。しかしながら、本町の年休は時間単位での取得も可能であり、令和5年の年休取得件数においては、3,973件のうち1,705件、比率で申しますと42.9%が時間単位での取得となっております。また、時間単位での取得合計時間数を1日の所定労働時間で割り戻し、日換算した取得状況における職員の年休5日以上取得達成率は85.0%でございます。時間単位での取得を可能とすることにより、より休暇取得しやすい職場環境が実現できているのではないかと思います。

また、この年休の取得率の増減につきましては、幾つかの要因が考えられます。まず一つに、年休以外の他の休暇制度の利用でございます。本町の休暇制度は他自治体と同様に、特別休暇や病気休暇などが創設されております。特別休暇の中には、夏季休暇、子の看護休暇、保育時間休暇、リフレッシュ休暇及び感染症予防休暇などがございます。この特別休暇制度の充実や年休以外の休暇制度の優先的な利用により、年休取得が膠着状態であることも考えられます。

また、要因の一つとして、常包議員のおっしゃるとおり、人員不足、取得しにくい勤務環境なども考えられます。年休及び夏季休暇の取得状況につきましては、例年、所属ごとに集計したものを課長会で定期的に報告し、各職場において、職員が年休5日以上取得ができるよう適切な業務分担及び業務改善の再考をお願いし、取得促進を図っているところでございます。

また、例年、庁舎内グループウェアを活用し、夏季休暇の取得とともに、年休についても各所属において積極的に取得するよう、5日以上取得定着を図っているところでございます。

今後も全職員の年休5日以上取得の実現に向けて取得状況と要因を分析し、適切な人員

配置と各所属における偏りのない業務分担を行い、年休を取得しやすい職場環境づくりに努めてまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございました。ぜひ職場の環境改善を進めていただきたいと思います。

改善策の一つとして、先ほど町長からお話がありましたように、人の問題、職場の人員が挙げられると思います。県下の香川県や市や町で働く人たちで結成している労働組合、自治労香川県本部というのがありますが、その女性部が3,087人のアンケートを集約したところ、年休が取れなかった理由として、仕事が忙しいが26%、人員不足が21%だったそうです。今年も定年延長により3月の定年退職者は発生しませんが、新年度の職員採用試験の計画について、案が決まっておればお示してください。

10年間で5歳定年年齢が引き上げられ、2年ごとに退職者が発生するようになりますが、最低限、退職者を補充することを基本としても、10年間に退職する人数総体を平均して採用することによって、年齢バランスを適切にする必要があろうかと思えます。10年間の職種ごとの退職予定者数を併せてお示しただけならと思えます。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

新年度の職員採用試験の計画及び10年間の退職予定者数についてお答えいたします。

定年引上げにより、例年発生していた定年退職者が令和14年までは2年ごとの発生となり、本町においても、状況を注視しながら採用計画や職員の定員管理計画の見直しを行っているところでございます。

本町の定年退職者は、令和6年度末に3名のうち保健師1名、令和8年度末に4名のうち保育教諭2名、令和10年度末に8名のうち保育教諭1名、令和12年度末に5名のうち保育教諭1名、令和14年度末に7名のうち保育教諭1名を退職予定としております。

採用につきましては、令和6年度に一般行政2名、社会福祉士2名、保健師1名、保育教諭2名の計7名を採用予定でございます。

定年退職者は2年ごとの発生となりますが、勸奨退職及び自己都合退職の発生や、今後の行政運営を担っていく職員の年齢構成への影響が懸念されること、また、新陳代謝による組織全体の活力維持を鑑みると、採用は継続的に行うものと考えております。

また、一般行政は過去においても継続的に採用を行っていることから年齢構成のばらつきは少なく、今後も町村会での統一試験を活用しながら、新卒を基本とした採用を行ってまいりたいと考えております。

また、専門職や保育教諭におきましては、年齢の偏りが大きいこと、国の制度や児童数の影響を受けやすいことなど、様々な問題が懸念されているところでございます。そのため、教育委員会部局と連携し、現場把握とともに、職員の年齢層の平準化も考慮しながら、長期的な視点で採用枠、採用人数及び任用形態についても随時検討していくことが必要で

あると考えております。

近年の制度改正や働き方改革により、地方公共団体も変革の時代へと突入し、今後の人口減少により、地方公務員においても採用競争が激化することが予測されます。本町におきましても、限りある財政力の中でこの競争に打ち勝ち、よりよい人材を確保し、また、適正な人員配置及び働きやすい職場環境づくりに努めてまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。

町村会の試験を活用して採用していくということではありますが、従来から、私、申し上げておりますが、障害者の枠の採用、また、経験者枠の採用、そういうことについても、枠の中で、限られた枠にはなりますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

人員配置、人が確保されても、どこに配置されるか、そういうことも大変重要な問題であります。適材適所の配置、人事異動というのも職場環境の問題に大きな影響を及ぼします。既に作業真っただ中と思ひますが、今年の人事異動の基本的な考え方をお示しく下さい。

また、課長は役職定年ということで、定年が延びても、60歳で課長職を退きます。そして、その後、定年までの間、主任級といいますか、これまでの経験、また知恵を部下に、後輩に伝授していただく、そういう立場になります。定年までに多くの職場を今まで経験していると思われまから、課長を退いた後の職場は違うところに配置するというのが基本、原則だろうと私は思ひます。

昨年4月に5人の課長が退職されましたが、そのうち4人が同じ職場に配置されました。職場の業務等から配置したそうではありますが、近隣の市町、また、民間企業においても、このようなことはあまり聞かれません。前の課長がそばにいと、やっぱり助かることも多いと思ひます。しかし、今後の役場としての人材育成、業務の発展等を考えたときには、メリットよりも私はデメリットのほうが多くなると、このように思ひます。改めて見解をお聞かせ願ひます。よろしくお願ひします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

人事異動の基本的な考え方について、本町の見解をお伝えいたします。

人事異動につきましては、長期においてスムーズな行政運営を実現し、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保し、住民サービスの向上を図ることを目的に、①職員の幅広い知識の習得、②個人の特性や能力等を生かした人員配置、③経験値の高い職員による人材育成、④組織全体における不正防止、この4点を基本として異動をしております。

まず、職員の幅広い知識の習得実現に向け、若年層を中心に、3年程度での異動により、将来、マルチに対応できる職員の育成を考えております。

また、職員個人の特性や能力を生かした適材適所の配置により、職員の専門性の向上及び複雑・高度化する行政課題へのスムーズな対応の実現を考えております。

そして、経験値の高い高齢期職員が自ら手本を示し、また、次世代へその知見の伝承を行っていく人材育成にも配慮しております。

さらに、組織全体におけるリスクマネジメントの観点から、同じ課での長期在籍の防止も考慮し、異動を決定しております。

さて、今後、定年引上げにより、役職定年した60歳を超える職員が一般職員となり勤務することとなります。先ほども申しましたとおり、町としましては、同職員において、後進の人材育成はもちろん、即戦力としての活躍及びこれまでの知識、経験を生かした相談役としての役割などを期待しております。定年引上げが行われていく今、高齢期職員が培った知識・経験等を組織に還元できるような人員配置にも配慮し、役職定年という節目を迎えた職員のモチベーションの維持や、やりがいにつなげていくことが組織の能率的な運営にもつながっていくのではないかと考えております。

そして、今後の異動におきましても、先ほどの4点を基本的な軸として、定年引上げに伴う配置にも配慮しながら人事異動を行っていく予定でございます。

1回の人事異動により全てが同時に完璧に実現できるわけではありませんが、長期において質の高い行政サービスを安定的に提供し、個々の職員の活躍が住民サービスの向上につながることを目的に、組織として働きやすい職場環境をつくり、今後も適材適所及び適切な人員配置に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございました。退職された課長、相談役ということで發揮していただくということですが、1年間経過したのでありますから、引継ぎは十分大丈夫だろうと私は思います。

いつの時代も、次の世代の人、課長であれば、次の課長が前の課長を追い越していく、そういうものだと思います。役場もそのような組織に、元気があるチームまんのうをつくっていく必要が私はあるかと存じます。3月の人事異動を注目してまいりたいと思いますので、そういう視点も含めて、私が申し上げた点も含めてよろしく願いしたらと思っております。

次に、会計年度任用職員の方についてお伺いいたします。

2月26日付の新聞の中で、昨年4月時点で全国で74万人の方が自治体で非正規で働いているという報道がありました。自治体の財政難から正規職員が増えず、非正規の方が増えている。そして、賃金が安く、年度末の3月を中心に雇い止めが起きているというようなことも報道されております。

12月議会でも、私、この問題を取り上げましたが、月給が4月に遡って上がる一時金、ボーナスも正規と同じように支給される。そしたら変わりはないではないかというようなことを住民の方からお聞きしたんですが、大きな違いは雇用期間が1年なんですね、会計

年度の方は。ですから、この4月からまた雇ってもらえるかどうか確定していない。また、定年まで月給が上がっていくのではなく、事務職であれば、6年目以降は据え置きと、上限ということですから、10年来ても20年来ても変わらないということが12月議会でお示しいたきました。

昔に比べれば格段によくなっている、そのことは当然認めますが、世界の流れを受けた、これは国の方針ということで受け入れてもらわないとしようがないことだと私は思います。ですから改善に必要な費用は自治体の必要経費であると。ですから国も交付税なりで財政措置をしているというふうに私は理解しています。

12月議会の中で、期末勤勉手当の支給対象者には検討するというような御回答をいただきましたが、検討状況についてまずお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、近年、全国的にも非正規雇用職員の待遇改善が叫ばれており、多くの会計年度任用職員にお勤めいただいております当町といたしましても、そういった方々への処遇改善はできるところから前向きに進めてまいり所存でございます。

そういった認識の下、御質問にありました期末手当の支給対象者につきましては、今まで原則週30時間以上勤務者としておりましたが、令和6年度より、週20時間以上勤務者へ支給対象を拡大することにいたしました。

今までの県内の状況を見ても、週30時間以上勤務者を対象としておりましたのは、宇多津町とまんのう町の2町のみとなっております。しかしながら、近隣他市町と足並みをそろえた結果、高松市や丸亀市を含む県内過半数の6市3町と同じ基準とさせていただきます。つきましては、町の歳出が概算で1,500万円程度増加する予定となっておりますが、協議の末、会計年度任用職員の待遇改善のために支出することと決定いたしました。

加えて、令和6年度におきましては、正規職員に準じた給与の増額改定も予定しているなど、会計年度任用職員の待遇改善に努めております。

今後も、財政的な面との兼ね合いもあり、財政面が潤沢な規模の大きい市町のようにはいかないまでも、少しずつ職員の待遇改善については前向きに取り組んでいきたいと思っております。

次に、会計年度任用職員の4月遡及改定につきまして、今後の実施については、近隣他町と足並みをそろえながら前向きに検討を行ってまいります。なお、4月遡及改定の近隣他町の状況については、近隣の琴平町、多度津町、綾川町、宇多津町を含め、直島町、土庄町、小豆島町といった県内9町中8町が令和5年度に4月遡及改定を見送ったと聞いております。仲多度3町及びその他の町におきましては、今までも様々な部分で連携し、協力して取り組んでまいりましたので、こういった主要施策につきましては、お互いに各町の状況を判断しながら、足並みをそろえていくことも肝要ではないかと考えておりますの

で、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。改善していただくということで、ありがとうございます。

またいろいろな問題がというか、改善点が国は進められております。令和6年度から勤勉手当を支給するという方向性が国から助言が去年から来ております。まんのう町において条例改正議案が提出されておられませんので、まんのう町は6年度からはすぐは勤勉手当を出さないというふうに理解をしますが、国の指導、助言では、先ほど来から言ってますが、4月に遡って、賃金がもし上がったら上げなさいよ、期末勤勉手当は15時間30分以上働いてる人には手当を出しなさいよというのが示されております。

まんのう町は、先ほどほかの出さない町のこととも言われましたが、国や県、県内の8市全て、そして町で言えば三木町と取扱いが違う、国や県の助言と大きく取扱いが違う合理的な理由があればお示してください。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、4月遡及改定及び期末手当の支給範囲の取扱いについてですが、こちらは先ほどの回答と重複いたしますので割愛させていただきます。

次に、勤勉手当を支給しない合理的な理由についてですが、主には4月の遡及改定と同じ理由でございます。勤勉手当の支給を行った際の歳出の増加額は概算で5,800万円との試算が出ており、前述のとおり、近年の人件費の増加及び当町の財政状況を鑑み、見送った結果となっております。

なお、国は勤勉手当に対し財政措置を行うとしておりますが、当町において暫定的な試算を行ったところ、交付税の金額は歳出増加分の3分の1に満たないとの結果も出ており、自治体の財政負担が大きくかかることも御留意いただきたく存じます。

また、近隣他町を見ますと、近隣の琴平町、多度津町及び直島町、宇多津町でも令和6年度の勤勉手当の支給は見送るとのことで聞き及んでおります。

また、制度における合理性について申し上げますと、各団体より指導や助言をいただいておりますが、国は4月遡及改定においては、「常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じた改定を基本としていただきたい」といった要請を行っているにとどまっており、勤勉手当も「対象となる職員に適切に支給すべき」としているものの、義務としているわけではなく、地域の実情に応じて自治体に一定の権限を持たせていると認識しております。

そういった中で、当町が出した判断であることを御留意いただきまして、御理解賜りますようお願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** 他町と足並みという理由が合理的なのかどうか、ちょっと疑問を後述させさせていただきますが、もう少し実態をお聞きをしますが、4月に遡って賃金改定を

しない、期末勤勉手当を支給しないというようなときに、職員が得られるべき収入は幾らぐらいと想定されるのか。そして、283名の会計年度職員がおいでですけれど、6年度に雇用されない人はいでるのか、いないのか。283名のうち勤務時間30時間以上、20時間以上、15時間30分で区切ると、どのように分けられるのか、併せてお示してください。ちょっとまとめて答弁をお願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの再質問にお答えいたします。

損害額と申しますと、町の財政における損害額に該当するものはございません。ただ、もし各種報酬・手当を支給した場合に、会計年度任用職員全体が受け取る金額につきまして申し上げますと、令和5年度における概算ではございますが、4月遡及改定では2,500万円、勤勉手当では5,000万円、期末手当の対象者を20時間以上とした場合は1,000万円、15.5時間以上とした場合は2,500万円となります。なお、これに社会保険料負担金等を加えたものが歳出増加額の概算となっており、4月遡及改定では3,000万円、勤勉手当では5,800万円、期末手当の対象者を20時間以上とした場合には1,500万円、15.5時間以上とした場合には3,000万円が町の財政負担となります。

皆様より預かった税金につきましては、規律ある運用を心がけるべきと存じておりますので、会計年度任用職員の待遇改善につきましては前向きに進めてはまいります。財政負担の調整と近隣他町と足並みをそろえることに重きを置きながら、慎重に行ってまいりたいと考えております。

また、現在も退職に係る事務手続が進行中であるため、本日現在の概算の数字とはなりますが、おおむね19名が令和6年3月31日をもって退職の予定となっております。

また、退職者の金額につきましては、職員の雇用形態や各種保険の加入状況等により額が変動するため、現時点においては詳細な額が提示できませんが、恐らくは1人につき数万円から数十万円の報酬・手当が得られていた可能性があります。

また、それについてどう考えるのかについては、前述のとおり、諸般の事情により支給を見送っておりますことを何とぞ御理解いただきたいと思っております。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。本町の予算117億円、人件費や扶助費、公債費など義務的な経費が5.9%増えていると。人件費は4%増えているということが言われております。

しかし、マスコミのいろいろ新聞、予算を見てもみますと、丸亀市は会計年度任用職員の勤勉手当計上などで9.1%、観音寺でも8.3%、坂出市でも8%増えているというのが報道です。これは制度改正によって、私、先ほど言ってきましたが、必要経費、役場としての、市役所としての必要経費と受け止めてせざるを得ないんだろうと思うんですね、今は、この流れは。

ですから、タブレットの私の一般質問、令和6年3月定例会、常包のところを開いていただきたいんですが、その中で6月9日付、総務省自治行政局公務員部長というところから各通知が来ております。3ページの右側3行目には、単に財政上の制約のみを理由として勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で、給料、報酬、期末手当について抑制を図ることは法律の趣旨に沿わないものである。また、期末手当、勤勉手当を支給しないことが地方自治法に反すると解するものではないが、臨時非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するという平成29年の改正法律、令和5年の法律改正の趣旨から、会計年度任用職員に対して期末手当と勤勉手当のいずれも支給することが基本となるものであると、このように通達で来ているわけですね。これはまんのう町以外のほかの先ほどしないといった町にも同じように通知が来ているわけですが、それをどう受け止めるかということだろうと思います。

また、期末勤勉手当の対象者ですが、その中には6か月以上の雇用で1週当たり15時間30分以上という勤務時間の人を対象とするというふうに明確に書かれています。15時間30分というのは、2日以上働いている人というのを国は一般的に働いているとみなすというふうに述べられています。

ですから、先ほど6市3町が20時間にしているとか言われましたが、8市中6市も20時間ですよということを言われましたが、それはちょっといいとこ取りではないかと私は思うんです。勤勉手当について言えば、県や8市全て、三木町も勤勉手当を支給します。まんのう町は支給対象は20時間以上ですよ、勤勉手当は出せませんよというのはちょっといかがなものかなと私は思うわけです。

こういう中で、優秀な人材が他の市町に移られるというか、そちらへ変わられたら、私はまんのう町として困るんじゃないかというふうに感じます。

12月議会で人材確保に困っている職種もあるというふうに御答弁いただいたところがあります。令和6年度において、5年度のように人事院勧告がプラスであれば、職員さんの賃金を上げなさいという勧告が出たならば、会計年度任用職員さんの皆さんも正規職員と同じように改定しますよというふうに、今、表明いただいたと私は理解いたしました。待遇改善に努力されているということは承知いたしておりますが、期末手当、勤勉手当が支給されるかどうかということ、先ほど数万円から数十万円が結果的にもらえなかったという人が発生している。また、令和6年度採用されないという方が19人おいでるといようなことも言われましたが、本当に年収が300万円に満たないような人たちにとって、数十万円の減収というのは大きな問題だろうと私は思うんです。

毎年、この時期は、最初に言いましたように、雇用が続くか続かないか、そういう不安を感じながらも、今現在も与えられた仕事に感謝しながら、毎日の業務に頑張っていると思います。そういう会計年度任用職員さんの皆さんに安心感といいますか、皆さんのことは考えていますよというようなメッセージを私は発信していただきたい。町長の口から、会計年度任用職員の方も6年度からは正規職員に人事異動もされるというようなこと



もお聞きしていますので、町長さんのほうから、会計年度任用職員の皆さんに、今、私が述べたような、国や県、また、県内の市の動き、説明したことについて、そのことを含めて、会計年度任用職員の皆さんにメッセージといいますか、感想といいますか、そして、お考えをいただけたらありがたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 常包議員さんの質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、正規職員以上の会計年度職員の方がまんのう町でも勤務をしていただいております。常日頃の行政の業務が滞りなく進んでおるのも、会計年度職員の皆さん方のお力添えのたまものであるというふうに思っております。そういうことでありますので、今後とも、できる限りの会計年度職員の皆さん方の待遇改善も十分考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 常包恵君。

**○常包恵議員** ありがとうございます。今回は会計年度の方の分を中心にお話しさせていただきましたが、正規職員204名の方も含めて、まんのう町役場でお仕事いただいております。その方たちが働きがいのある職場といいますか、そういう環境づくりに向けてなお一層の御努力をお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、4番、常包恵君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で13時30分まで休憩いたします。

**休憩 午後 0時00分**

**再開 午後 1時30分**

**○白川正樹議長** 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

14番、大西豊君、1番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** ただいま発言の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問を行います。第15回議会報告会を11月15日、16日、6会場で開催し、住民の皆様方に様々な御意見をお聞かせいただき、これらを参考にして一般質問を行います。

それと、タブレットの中に参考資料として、1番目には夕張ショックということで出しております。

2番目にはまんのう町職員の懲戒処分に関する基準、これは平成23年11月30日、訓令第16号です。令和2年に改正されたようですが、事細かく規定を書いております。

次に3番目、少し黒くなっておると思いますが、自治体職員の賠償を求めた主な事例、例えば高知市においては、担当職員4人が700万円の請求を受けたということと、高松市においては、7人に1、070万円の請求を受けたということ、京都府向日市におきまして

は、6人に約750万円の請求を受けたということ、千葉市においては750万円の請求、それと兵庫県においても、県庁の貯水槽の排水弁を1か月締め忘れた職員に約300万円の請求を受けた事例です。

それと4番目については、当時の総務課長が書いた資料の中で、管理責任者、町長、副町長、総務課長の監督責任について協議中という資料です。

それと次は、元会計室長による公金不正流用事案に関する決議案、議会が出した決議案です。

それと次に、6番目には、先ほど職員の報酬を言われてましたけど、まんのう町正規職員数の推移、まんのう町会計年度任用職員の推移いうことを、平成28年から令和4年度を書いております。ほぼ同じような数字になっております。

続きましては、議会におけるデジタル化のいうことで、さきの町村議会の研修会において、これからはデジタル化の時代で、やっぱり数字を大切に企画をしなければならないという趣旨の講演だったと思います。

続きましては、特定自主検査記録表、1トン車の油圧ショベルのリースに関する一般的な契約書を書いております。

続きましては、これも確認いたしましたけど、死亡の元警部補書類送検、広島県警署内で8,500万円の窃盗容疑ということで一応資料として出しております。

以上が参考資料ですので、よろしかったら見ていただきたいと思います。

それでは、質問に入ります。

平成31年2月4日の公金横領事件に対する町の対応は正しかったのか。地元自治会の訴えに対して、まんのう町職員懲戒処分に関する規則にのっとって処分されたのか。そして町民の声が反映されたのか、お伺いいたします。この分については、先ほど言いましたけど、2番のほうへ職員の当時の規定を書いております。お願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの、平成31年2月4日、公金横領事件に関しての町の対応は正しかったのか。地元自治会の訴えに対して、まんのう町職員の懲戒処分に関する基準にのっとった処分であったのかについての御質問にお答えいたします。

最初に、平成31年2月4日に地元の方1名が副町長の部屋へ来られまして、当時の副町長と総務課長が対応いたしました。紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金などを元会計室長、その当時は会計室長ですけども、その本人がお金を私的流用しているのではないかということによって来られました。

そのときの対応としましては、当時の副町長と総務課長が本人を呼んで、まず、地元のお金のことについて聞いていただきましたが、本人は認めなかったわけでありまして、それに併せて公金についても聞いていただきました。それについても、本人は公金着服をずっと3月末依頼退職するまで否定し、隠し続けていたわけでございます。

さらに、当時の監査委員からも、公金に関しては例月監査などで指摘する事項はなかつ

たこともありまして、まさか巧みな手口で、基金から金額の大小はあるものの、横領を繰り返していたとは本人からも言い出しませんでしたし、厳しく問いただしても、ひたすらに隠し通していたわけでございます。

この時点での元会計室長への対応は、通常考えられますように、地元自治会のお金などを私的に流用していたという地元住民の声を反映し、本人を懲戒処分委員会にかけ、平成31年3月6日、減給0.1か月、6か月の処分を決定しました。

懲戒処分の量定基準では、公務外非行関係の中で、(6)横領は、公金及び公物を除き、自己の所有する他人の物を横領することとあり、懲戒処分の区分は、免職または停職という基準になっております。

しかし、当時の懲戒処分委員会で「まんのう町職員の懲戒処分に関する基準」第2条第9項の規定の、「軽減する場合」の「免職は、停職又は減給」という軽減を適用し、免職、停職ではなく、減給としたわけであります。この軽減に関する判断といたしましては、当時の状況、顧問弁護士の意見など、総合的に判断した結果でございますので、御理解いただきたいと思っております。

さらに、この懲戒処分を決定した段階でも、自治会のお金などの私的流用は認めたものの、公金横領については、かたくなに否定し続けていたわけであります。

平成30年度に起きた公金横領事件につきましては、会計管理者という立場を利用し、通常取引のない基金から数十回に分けて引き出す手口で、さらに最後は財政調整基金から横領した基金へ充当して隠蔽工作を図るなど、極めて悪質な犯罪行為であったわけでございます。

そういったことで、地元住民の方が地元自治会などのお金を私的に流用しているという情報を提供していただいたわけですが、結果的には、当時の副町長、総務課長などにうそをつき続けるとともに、元会計室長の巧妙な犯罪手口によって隠蔽工作が計られていたことにより、本人が横領を認め、警察の専門的な捜査が入るのが4月以降になったことはじくじたる思いでございます。

そして、民事上の損害賠償請求権が発生していること及び刑事裁判において元職員自身は公判廷で社会復帰後に被害弁償を継続していきたい旨を述べておりましたことから、被害額の回収につきましては、刑期を終えて社会復帰した本年7月から返還を開始しており、10月には今後15年間で全額返還をする返済計画書に署名、捺印して誓約しており、町としましては、遅滞なく計画書どおりに全額返済を求めて請求行為を継続してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 今、町長は町の判断ということですけど、普通、一般社会においては、こういう案件やったら、恐らく配置転換なりするのが私は通常だと思います。この規定を見て、令和2年に変更しておりますけど、私はこの規定でいけば、周辺の状況から漏れ聞こえてくるところによりますと、私は判断が甘かったと思います。

1番目の私の資料、夕張ショックいう、こういうことはないと思うけど、役人は言い訳の天才だ。議事録の答弁書は言い訳や言い逃れということで出ております。まんのう町はそうではないと思いますけど、これは読売新聞で書いとることですのでこのことについてはとりあえず次に参ります。

町長はこれまで元室長は公金の着服はなかった、先ほど言ったとおりです。自治会の問題は、町職員外のことである。次、職員を信頼した結果、対応が遅れ、31年2月24日以降、850万円の損失が増大した。次、栗田副町長にも確認した。地域の人にも確認しました。支所長に対しての確認の報告はありませんでした。その当時の私の質問に対して報告はありませんでした。それと次、令和4年3月、栗田町長は、地元から損害賠償の訴えは出ていないとの町長の答弁でありました。以上を踏まえて、地元で回覧で配布した書類の中に、活動組織の収支報告書の3ページに、町の言い訳としては、報告書は完全なので不正を見抜けなかった。町はこの前の答弁では、損害賠償の請求はなかったというが、こういう文面を見ると、恐らく地元からそういうことがあったんじゃないか、このことについて御質問します。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** ちょっと質問の趣旨が分かりませんので、もう少し分かりやすく、詳しく説明してください。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 前回もこういう答弁を、監査や議会に報告をなぜしなかったかということに対して、再度質問されました。今回もありますけど、具体的に言いますと、あんまり言うと、細かいことばかりやきん、700万円、1400万円ぐらいのことですけど、その中で、3ページ、多目的云々の中で、言葉の中で、町の言い分は、町への報告書は完全なので不正を見抜けなかった。あとは名前も伏せます。そういうことで、町の言い分という言葉が入っておりますので、なかったんやったらなかったと言ってください。こういう書類が私の手元に来ておりますので。

議長、前回も時間がなかったので、それはイエスかノーかで答えてください。ここには、今回、読み返しておりましたので、町の名前が出ておりましたので、事実かどうか分かりませんよ。そういう言葉が入っておりますので、責任者の方の言葉の中で、恐らく、これ、自治会に全部配布した資料だと思います。

**○栗田町長** そういう書類は見ておりませんので、答えられません。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 書類を見てなくても、そういう相談はあったのか、ないのか。

**○白川正樹議長** 栗田隆義君。

**○栗田町長** 誰から、いつ、どういう相談があったということをお聞きしておるのかお聞きします。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 私は、私が直接預かったものでないから、事実か事実でないか聞いてるだけです。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** はっきり何を答えたらいいのか分かりませんので、答えられません。事実かどうかとって、何を事実かどうかを言うところが分かりません。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** これは部落の代表者の名前が言葉が入っておりますので、私はそのときに対面しとるわけでないですので、それは私も分かりませんので、私はこの文章を信じたいんですけど、そういう言葉が入っておりますので、どうして言うかいうたら、この間の、令和4年だったかの質問ときにも、私が質問したときに、監査委員や議会になぜ報告しなかったかということの問いに対して、分かりませんという答弁やったんですよ。31年2月4日に役場へ言うてきたんやったら、そういう事件があったんやったら、議会とか監査に報告せなんだら調査しにくいと思いますよ。

また後でしますので、次に参ります。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 前回、その当事者であった長森副町長がおられなかったもので、今日、質問させていただきます。

当時、総務課長だった長森副町長にお尋ねします。

平成31年2月4日、地元自治会の方が不正の証拠を持参し、当時の栗田副町長と現在の長森副町長に面談を行った後、町としてはどのような対応をしたのかお聞かせください。

**○白川正樹議長** 副町長、長森正志君。

**○長森副町長** 大西議員さんの質問にお答えします。

おっしゃる平成31年2月4日の案件であります。最初に、31年2月4日、地元の方1名が前副町長の部屋へ来られまして、当時の副町長と私、当時は総務課長でありましたが、対応しました。これにつきましては、紙にメモ書きで持ってこられて、地元の自治会のお金などを元会計室長、その当時は会計室長ですけれども、その本人がお金を私的に流用しているのではないかということで来られました。

そのときの対応としましては、当時の副町長と総務課長が本人を呼んで、まず、地元のお金のことについて問いただしましたが、本人は認めなかったわけでありまして、それに併せて公金についても問いただしました。それについても、本人は公金着服を3月末依願退職するまで否定し、隠し続けていたわけでございます。

さらに、当時の監査委員からも、公金に関しては例月監査などで指摘する事項はなかったこともありまして、巧妙な手口で基金から、金額の大小はあるものの、横領を繰り返していたとは本人からも言い出しませんでしたし、厳しく問いただしても、隠し通したわけでございます。

この時点での元会計室長への対応は、通常考えられますように、地元自治会のお金など

を私的に流用していたということ、地元住民の声を反映し、本人を懲戒処分委員会にかけ、先ほど申しましたが、平成31年3月6日、減給0.1を6か月分の処分の決定した次第です。

この懲戒処分を決定した段階でも、自治会のお金などの私的流用は認めたものの、公金横領についてはかたくなに否定し続けたわけであります。

平成30年度に起きた公金横領事件につきましては、会計責任者という立場を利用し、通常取引のない基金から数十回に分けて引き出す手口で、さらに最後は財政調整基金から横領した基金へ充当して隠蔽工作を図るなど、極めて悪質な犯罪行為を行ったわけでございます。そういったことで、本人に懲戒処分を下した後に対応したということでございます。

あとは12月にも答弁させていただいておりますので、割愛させていただきます。以上です。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 今、発言した分は12月の議会で、体の都合か何か知りませんが、欠席したときの案件で、メモいうのはこれやな。メモで説明したんやな。この中にはちゃんと書いております。見てくれてることは事実や。この中に、一番最初、受け取ったのが地元の議員なんです。今、ここに議席はないですけど、そうなんです。その方が持っておって、私の方も後から来たわけですけど、これやということになれば、とりあえずこれは置いときます。

次、私は町への不正の証拠を持参したことを聞き、平成31年2月4日の後、当時総務課長だった長森副町長に電話をかけました。そのとき、会いましたとの返事がありました。他の地元議員からも忠告があったと思うが、どのような内容だったのか。

**○白川正樹議長** 副町長、長森正志君。

**○長森副町長** 大西豊議員さんの質問にお答えしたいと思います。

先ほど電話の件がありましたが、大西豊議員さんから電話があったのは記憶にあります。それ以外の地元の議員さんにつきましては、当時、いろいろな議員さんの方が来られて、心配された案件であるとかいろいろありまして、5年前のことでもありますので、記憶が明確にありませんので、申し訳ありませんが、お答えのしようがないということでよろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 再度、聞きます。

地元の議員が複数来たというのに、なぜ議会、監査委員に報告しなかったんですか。今、町長の答弁では、監査委員から指摘されなかったから、こういう判断をしたということですけど、基本的には、地元の方がわざわざ町へ来ることはまずないんですよ。前回も言いましたが、町長は平成18年に合併したとき、まんのう町は広くなったんで、月に一度は支所へ行って、みんなの声を聞くという所信表明をしたらんですよ。なぜ議会と監査

に報告しなかったんですか。反対に、今、言いよることは、監査から指摘なかった。そういうことを監査なり議会に報告すれば、今、地元議員が何人か来たいいよるんですから、もう少し早く850万円は止められたと思いますが、再度、お伺いします。

**○白川正樹議長** 副町長、長森正志君。

**○長森副町長** 大西議員さんの質問にお答えします。

先ほど数名の議員が来られたというのは、その案件以外でも日常的に来られていたので、だからその議員さんがどういった内容で私のところへ来て話をしたというのが明確な記憶がないということです。

それと、監査委員、議会への報告に対しましては、まずもって、私、総務課長の立場としては、ここでおる課長級と職階としては全く同じ横並びです。私は副町長、上司と一緒にいましたんで、その後、副町長が監査委員、議会のほうへ報告したかどうかというのは私のほうは存じておりませんので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 今、国会の答弁を見よると一緒に、おらない人の責任にするのはいかん。普通、常識として、地元の方が、副町長室に来たいいう人が地域の名士でありますし、地域の三公社五現業の長もしたような方や、森林組合の団体の長もされた方なんですよ。これまでの答弁では、役職についてなかったから云々ということやけど、それはやめませんか。起こった事実はしょうがないんやけど、事実は事実として認めませんか。

**○白川正樹議長** 大西豊議員、今のは認めませんかという質問ですか。

**○大西豊議員** いやいや、どちらでも構いません。さっきも知りませんいうけど、それもしょうがない、国会の答弁のように。強制するものではない。ただ、議長、お願いしたんは、常識として、地元の名士の人が来て、普通は来ないですよ、役場の副町長室まで。それを聞きよるだけや。それはないいうたらないでしょうがないんや、それは。あんまり言いよったらパワハラになりますので。それよりか、国会の答弁みたいに言われたら弱るわ。僕もいつかやめようと思ひよるんやけど、これやって持ってこんとこうと思ったけど、事実が、副町長が見たんやもうちゃんと書いとるんやき、全部。

[発言する者あり]

**○大西豊議員** それはいかんわ。一国の長やろ。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの再質問にお答えいたします。

私も報告を受けました。そのときの報告では、ある地元の方が来られた。その方が名士の方かどうかは私は分かりませんでした。例えば自治会の会長さんとか副会長さん、会計責任者という方ではございませんでした。そういうことで、十分な調査はしております。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** もう言うても、誰が聞いても、子供が聞いても分かりますよ。わざわざ役場の副町長室へ来たんですよ。ほんで今も書類も見たいいよるんですよ。この書類も、

私のところへは直接来てないんですけど、今、議席を持ってない方のところへ持っていったって、全部、それ以上、言いませんけど、私のところへもコピーが来たんですよ。今の事実は、当時の総務課長も見ましたということ。今、副町長がおらんから分からないということですよ。

次に参ります。これに関連してですけど、これはツーリズム協会も一緒ですよ。まだ決算報告出てないんですよ。令和2年に監査委員に監査していただいておるけど、書類がなくて監査ができなかった。言い分としては、言葉を拾って、いろいろ実績はあったということ。しかし、これを見てくださいよ。恐らく町長名で補助金が出てると思いますよ。補助金交付決定書の中に、まんのう町補助金交付規程に違反した場合は、交付金を、補助金を返還する。決算書がなかったら出せんようになってるんですよ。権限のある方がそんなに言いまわっても、私は議員の方、または住民の方が私は判断してくれると思います。

次に参ります。公金横領事件の問題について、まんのう町の住民が本町助役に出向いて、自治会費の不正の資料を示した。しかしながら、自治会の声が届かず、町の損失が、その後、850万円以上増大させる責任は誰にあるか明白である。町民の声が届かず残念です。この問題については早期に決着すべきだと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

これに関連して、公金横領事件についてですけど、私は今回のこの公金横領事件について、新しい総務課長になってからのいろいろの、例えば今回、本当やったら相当の期間で回収できなかったものについても、聞くところによると、やっぱり職員とかみんながいろいろ知恵を絞って、年金なんかも法的に取れるということで、いろいろ勉強されたようです。私はこういうことについては、悪いことについては指摘せなあかんけど、こういう困ったときに、町民の財産を総務課で、今までの課長、全然これに手つけなかったですよ。年金についても回収できるということを勉強して、回収計画を進めたいということは、私はこの問題については総務課に対して褒めるべきだと思いますが、町長はどう思いますか。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** そのことについては、しっかり対応ができたと思っております。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** その前の歴代の課長が調査研究もせず、全然我々に指摘せなんですよ。私もいろいろ管理体制は、町に対しては、やっぱり町民の税金ですので、一日も早く回収できるように思った中で、聞いたとき、ほんまに涙が出ましたよ。恐らく総務課の職員は必死でどうすれば回収方法があるのか、それによって、到底無理な案件だったけど、相当短縮したんですよ、回収計画が。私はこういう人こそ、先ほど勤勉手当云々いいよるけど、悪い人は減して、ええ人に対しては増額すべきだと思います。町長、どう思いますか。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 今の段階でそういう質問にはお答えできません。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 町長、笑いながら答弁せんよってください。私、基本的には委員会に



においてでも、総務委員会においてでも、琴南の支所の支所長が数字が半分に減るとるということで、これはこういうことで減ったということを言いました。私は去年の5月からデジタル化になって、事務量が少なくなるということを言い続けてきました。そのことをちゃんと琴南の支所長は覚えていただいて、事務量が半減しとる。まんのう町の場合は人口1万7,000人やけど、車が大体1万7,000台おるんですよ。2年と1年あるけど、こうなんですよ。疑わんといてください。車検は2年に一度ずつ、ほんなら1年間に全部2年車検あるんじゃないんですよ。ずれたら1年ごとになるような感じなんですよ。基本的には半分ぐらいの事務量が減るということなんですよ。普通車の場合は10年も前から、県は変わってでも納税書も要らなかったんですよ。いつも本庁の税務課の窓口に行ってみなさい。納税証明を再発行しております。いろいろ、今、デジタル化の中で、あのときも一緒やけど、仲南の支所の窓口もちょうど半分になっとりました。それをやっぱり感覚として覚えていただくことが大事なんですよ。

例えば、先ほど、ちょっと外れますけど、県の町村議会の研修会においてデジタル化いうことをしきりに言っておりました。やっぱり数字を頭に入れて、改革するときには、冒頭のようにしなかったら、いつまででも同じようなことをしますので、私は頭を切り替えて、恐らくほかの課のものも支所長もきちっといただいておりますけど、本当に私、あのときにいろいろ言ったことを聞いていただいて、実績報告いただいたことをお礼申し上げます。

やはり勇気を持って改革したことについては、もうちょっと真剣にしてあげないかと思いますので、とりあえず、最初の質問を終わります。

**○白川正樹議長** 1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可します。

**○大西豊議員** 次、随意契約は行政契約の締結の一種の地方公共団体で競争入札に頼らず、任意、随意で決定した相手と契約を締結することであるが、適正に行われているのか。例えば解体工事入札後、有価物の産廃処理費用、リース者の契約による追加費用について適切に行われておるかお伺いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 大西議員さんの2番目の質問にお答えいたします。

まず、随意契約についてお話ししますと、御承知のように、まんのう町建設工事執行規則の第5条、随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とするとあります。予定価格が130万円を超えない契約をするとき。その性質または目的が一般競争入札または指名競争入札に適しない契約をするとき。緊急の必要により競争入札に付することができないとき。競争入札に付することが不利と認められるとき。時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるときと規定されております。

次に、解体工事入札後に有価物の産廃の処理費用についてですが、来年度、満濃農村環境改善センターの解体工事が計画されております。当該工事において、有価物がある場合

はリユースとし、町内公共施設で有効に活用することにしておりますので、御理解賜りたいと思います。

また、レンタル会社に議員御指摘のリース車の契約による追加費用についての御質問にお答えいたします。

レンタル会社に確認を取りましたところ、規定では物件の消耗品の交換、修繕につきましては、借主の費用負担となっておりますということでございますので、よろしくお願いいたします。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 随意契約については、これまで議会の中でも再三申し上げております。議会の中にはそれぞれのスペシャリストがおります。例えば建築関係、土木関係、農業、施工関係の人がおります。私、いまだに頭にこびりついとるんは、高い分でしまいましたんかいうたんや、専門業者の方が。混ぜとるきにや。町は住民に対して分別しましょう。この間、町長も所信演説の中で、分別してください、可燃ごみが多くなっておりますと言っておりました。そういうのは10年以上前から言っとるんですよ。これに関してですけど、いい例ですが、過去においてもそういうことを、自動車サービス部会でもそういうことだったんですよ。それを全て入札にした結果、最近では住民課で乗っておられたパッカー車、町では乗られないような車が、通常やったらゼロ同様の車がたしか63万円だったと思います。高価な価格で入札出てきました。

それ以外についても、恐らく本当に古い車でも10万円前後で売れております。ましてや、これ、有価物、この間、総務常任委員会で、前々から、僕、委員長にお願いしとったんですけど、庁内を全て部屋を見てみないかいうことで見て回ったときに、地下室に、このまんのう町役場の庁舎は、平成10年に建設されたんですよ。そのときの自家発電装置は、ボールペンで書いとったんですけど、40時間ぐらいの感じです。どればも傷んどらんし、新品同様です。私もオイルのゲージ見てみたら、本当にオイルは新品のようなオイルでした。私も琴南のを見に行ったときも、委員会で見に行ったときにも、鍵がかかっとる。どんなもんかいうて見せてくれなんだきん、見てないんで、恐らくまんのう町の平成10年の自家発電機と僕は同じだと思います。

これまで何回も何回も言うても、今度の課長は必ずします。今、町長の答弁しましたが、それはお願いいたします。やっぱり町民の財産ですので、再度、お願いします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 再度、お尋ねいたします。何を質問されたのか、なかなか意味が理解できません。多分、議員の方もほとんど分かってないんじゃないかと思います。多分、放送を聞いておられる方はなお分からんと思います。

**○白川正樹議長** 大西豊君。

**○大西豊議員** 有価物、自家発電機は産廃ではありません。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 質問は何ですか。

○大西豊議員 今、分別せえいいよるのに、わざわざ高い産廃で処理したいということです。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 再度、お尋ねいたします。もう少し質問の趣旨を分かりやすく説明してください。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 時間がないので止めてもらいたいんですけど、先日、総務常任委員会において、庁内全部、部屋を確認したときに、地下1階に自家発電機があったんですよ。それは有価物です。琴南の総合センターにおいて、もし産廃にしとるんやったら、産廃料も出して町がしとるんであれば、それは有価物です。

○白川正樹議長 執行部、答弁をお願いいたします。

町長、栗田隆義君。

○栗田町長 大西豊議員さんの再質問にお答えいたします。

多分、このことをおっしゃられとるんではないかなということでお答えさせていただきます。

解体工事の一つの事例といたしまして御説明させていただきます。

非常用発電機、以下発電機と言わせていただきます。一例といたしましては、産廃処分費については、発電機を処分する際、更新工事と同時に処分を頼むと、およそ10万円から30万円の処分費が必要になります。発電機は定格出力、発電能力とサイズは比例いたしますので、10から50kvaを想定しての処分費でございます。

次に、費用内容の内訳といたしましては、基礎からアンカーボルトを切り離す作業費、商用ケーブルを発電機と切り離す離線作業、燃料・冷却水などリサイクルできない産廃物の抜き取り作業及び運搬費用でございます。

スクラップの有価買取費用につきましては、10から50kvaクラスの重量は500から1,000キログラムであり、仕様により異なりますが、スクラップ相場が1キロ当たり49.5円で、2023年4月の価格で試算しても4万9,500円であります。あくまでリサイクル業者が手配した車両に乗せた、あるいは持ち込んだ場合の価格になるため、取外し費用の捻出まで含めると、持ち出し費用をゼロにすることは困難であります。

また、発電機は軽油・冷却水・オイル・蓄電池が搭載されております。マニフェスト発行までを行う処理方法では、特別管理廃棄物が含まれるため、この免許を所有する産業廃棄処理業者を探し、費用を算出することも必要となります。

今後も調査及び研究してまいりますので、よろしく願いいたします。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 私、資料を持っとるんですけど、琴南総合センターの工事については、実施設計が500万円かかるとるんやな。なぜ設計時にそういう単価を算出しなかったの

か。何で処分したんですか、随契ですか。

○白川正樹議長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時18分

再開 午後 2時30分

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 大西議員さんの再質問にお答えします。

お話があった総合センター解体時に、私のほうは琴南支所の支所長のほうで解体工事のほうに当たりました。今、お話があった500万円につきましては、琴南総合センターの解体工事に係る委託費用やと思われまます。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 一応、これに書いてあるのは、総合センター新築云々という書いて、解体工事实施の設計は539万円かかるとのことやな、解体工事の。今、言う有価物については、設計から外れとったということやな。

○白川正樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 はい。有価物のほうについては入れてません。発電機のほうですよね、自家発電機。

○大西豊議員 有価物ということで。

○河野地域振興課長 そちらのほうは解体のほうには入れてません。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 なぜそんなに大きな見積書を、見積りようけ出しとるのん、どうして解体のその部分的な分、誰が見ても有価物と分かる分についてもものけたんですか。細かいことは僕は分らんやけど、基本的には有価物だけ、恐らく相当の金額やけど、どうしてのけたんですか、そしたら。

○白川正樹議長 地域振興課長、河野正法君。

○河野地域振興課長 総合センター部分につきましては所管が琴南支所にはなるんですけど、サブセンター部分、それと自家発電部分につきましては、所管が琴南支所ではないので、そちらのほうについては検討は琴南支所のほうではしておりません。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 ちょっといろいろこんがらがりますので、僕も後から議事録をちゃんと読んでみますので、その部分については協議しとるようなことで僕は聞いております。支所だけでは判断できんので、本庁のほうの地域振興課としとるいうことを聞いております。いつまでも時間をしたらいかんので、また私は議事録を見させてもらいます。

それと、これ、細かいこというたら細かいんやけど、例えば1トンのユンボについて、これまで委員会においても月5万円、10日で5万円いうたか、それで1か月預かって

5万円いうのに、故障した、これ、私が聞いたんは、普通、ユンボやなんかをリースする場合、3年間保存せないかん書類が入るとるんですよ。多分、ブルなんかリース、借りられることやと分かるんやけど、悪いところ全部チェック書いてあるんですよ。これは町の車じゃないですけど、普通、一般的なものを書いとるんですけど、何か80時間使って、切れて、相当のお金、リース代以上のお金が要ったいうのも聞いておりますので、やっぱり契約するときには、これ、執行者に質問しよんやな、これは。

○白川正樹議長 質問は。

○大西豊議員 リース契約いうこと。

○白川正樹議長 それは質問は誰にですか。

○大西豊議員 町にしよるんや。リース契約の追加契約についてお聞きしよるんや。

○白川正樹議長 琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 失礼します。大西豊議員の再質問にお答えいたします。

今の御質問の趣旨は、私どものレンタルしている重機の件かなと思われまます。そのことについて答弁させていただきます。

私ども重機のほうをレンタルしております。レンタルの仕方といたしましては、毎年、年度当初に3社見積りを取りまして、一番安いところで契約をしております。契約期間は1年間ということで契約させていただいてます。ただ、レンタル物件、リース物件じゃないので、レンタルなので、1年といいながら車両の入替えは自由にできますし、お借りしたり、またお返ししたりすることも一応レンタルなどで自由にできる、そういうような契約になっております。

今回、大西豊議員がおっしゃっていることが、レンタル車両につきましては、レンタル会社が消耗品が摩耗したりとか、そういう際は費用を持つべきだというふうにおっしゃっているかと思うんですが、そのことに対してお答えさせていただきます。

まず、レンタル会社に確認を取りましたところ、契約をもちろんしてますので、規定の中では、物件の消耗品の交換、修繕につきましては、全て借主の費用負担というふうになっております。しかしながら、原因が通常の使用、レンタカーも同じですけども、普通に使用している場合の摩耗、消耗についてはレンタル会社のほうで費用負担というのが、今回、私のレンタル車両も同じ扱いになるそうです。ほとんどの場合はこのケースに当たるそうです。

ただ、使用時間や走行距離がレンタル会社が想定している範囲を著しくオーバーしているものについては、借主の負担になる場合があるとのことでした。

また、使用頻度が少ないのに消耗、摩耗の度合いが著しい場合についても、借主の負担になる場合があるようです。

判断の基準といたしましては、今回の私どものバックホーの重機につきましては、アワーメーター、労働時間、あと4トンとか2トンのような車両については走行距離、あと定期点検等の報告、それが一つの判断基準になるそうです。

また、このほか過失などによる破損等についても、借主の負担になる場合があるとのことです。

今回の件につきましては、私どもの重機は4月に定期保守点検が例年行われてまして、今年度4月19日に定期点検が行われております。そのときの際に、一応定期点検の報告書を頂いてまして、今回の争点でありますゴムクローラーの摩耗というところにチェックがついております。このチェックがついているというところが今回のお話やったと思うんですが、点検していただいたときに、ここのゴムクローラーの摩耗というのにチェックが入っているんですが、私どももちろん点検報告を確認しまして、整備が行き届いてない車両を使用することはできないので、これはどういうことだというのを確認を取りました。その際に、摩耗というのは確かにあります。通常使用していたら当然消耗や摩耗というものはあるので、それは当然あります。ただ、使用に支障があるほどの摩耗ではありませんということなんです。

これは3枚物になっているんですが、3枚目の補償等の措置内容というところを見てくださいと。こちらにゴムクローラーは継続して使用可能ですと。次、返却時に交換しようということを書かれていますので、通常であれば、次の入替え時、4月が通常運転した場合の交換時期というふうにレンタル会社のほうは想定していたそうです。

ただ、今回の件につきましては、9月にゴムクローラーのほうが予想以上に摩耗が激しかったもので、それで、私ども現場の者が使用していて、どうもちょっとグリップが落ちるということをお願いしたら、ちょっと通常以上に摩耗しているので、交換しましょうという話になりました。

この際にも、私どもも当然レンタル会社さんのほうの負担ということをお願いしたんですが、レンタル会社さんがおっしゃるには、私どもの通常の想定では翌年の4月が交換時期であったので、使用時間に対して消耗の頻度が激し過ぎるということで、これは何かあったんじゃないですかと。これは私どもは費用負担を見れないですということになりました。結果、双方が協議しまして、借主、私どもの負担になったという経緯でございます。

理由が、原因が定かではないんですが、今年のたしか6月だったかと思うんですが、豪雨が来たと思います。豪雨時に琴南地区は結構道路とか谷が決壊いたしまして、土砂とか落石、崩土も多々被災しました。その際に集中的にバックホーを使っております。それが原因じゃないかと思われまます。

現場の者にも確認しましたが、それ以前は特に使用に関して違和感はなかったんですが、8月ぐらいになると、先ほど申したとおり、グリップ力など、ちょっと摩耗が激しいと感じて、9月に交換というふうになったというふうに記憶しております。

あと、先ほども申しましたが、消耗品の交換や修繕につきましては、依頼するたびに、都度、どちらの費用負担になるかというのは確認しております。ほとんどの場合はレンタル会社さんの費用負担になっております。今回は、先ほど申し上げたとおり、通常使用の想定範囲を超えるような負荷がかかったような状態の摩耗やったということで、借主の御

負担でお願いしますということになったと聞いております。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 今、聞いたところでは、4月に点検をしとって、摩耗しとった。8月に交換が必要になった。何時間使ったんですか、そしたら。この分についても、これはほかの会社ですけど、全部ホース老化やったら老化と書いとって、もし切れたら無償で交換してくれるそうです。点検のときに摩耗ということで、今、言われましたけど、何時間使われて交換したんか。

○白川正樹議長 琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 大西豊議員の再質問にお答えします。

すみません、そのときの詳しいメーター表示は記録、業者のほうもしておりませんので、あくまでも推定になりますが、春に点検したときが720時間、ちょっとすみません、資料取ってきます。

○大西豊議員 議長、正しく言ってもらわないかん。点検のときに摩耗しとった。8月に交換したということですので。

○柴坂琴南支所長 失礼しました。4月の点検時がアワーメーターが790時間となっております。9月の際は、すみません、ちょっと詳しい記録が残ってないんですが、12月に私が確認したときには880時間ほどだったと思います。なので、推定で8月か9月のあたりですと、790時間から五、六十時間プラスしたあたりがアワーメーターの表示でなかったかと推定いたします。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 そしたら、1日に5時間使ったとしても、何日も使っていないことやな、そしたら。時間としたら、アワーメーターやから、総合計は関係ないけど、時間数で言えば。

○白川正樹議長 琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 再質問にお答えします。

大西豊議員おっしゃるとおり、例年、この時期は。

○大西豊議員 それは構いません。時間数だけ正確に言ってください。

○柴坂琴南支所長 ごめんなさい、時間は正確に記録しておりませんので、先ほども推定で五、六十時間かなと思われま。というのも、この時期は、例年、除草作業に追われるので、使用頻度は低いというのを御理解いただけたらと思います。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君。

○大西豊議員 多めに見て60時間ということは、1日に6時間使って、5か月やいうことは、本当に使っていないことやな、アワーメーターでいう限りは。今、頻度が多かったか少なかったか言いますが、基本的にはやっぱり町の財産ですので、そこら辺は、恐らく分からん言いよるけど、交換したときは、特定自主検査記録表いうて書いとるきん、これは時間は大抵書くんですよ。車のやったら何時間走ったいうて書きますけど、これは

アワーメーターで書いとるんですよ。距離は関係ないんですよ。それはきちんとっててもらわなんだら。

○白川正樹議長 琴南支所長、柴坂学君。

○柴坂琴南支所長 大西豊議員の再質問にお答えいたします。

先ほども御説明しましたとおり、4月には790時間、これは分かっております。アワーメーターで判断したということも多分申し上げていると思いますので、12月に見たときには、ごめんなさい、私もしっかりは覚えてないんですけど、880時間ぐらいだったと思います。なので、レンタル業者さんの言い分としましては、5か月で五、六十時間でこれだけ摩耗するのは想定以上の負荷がかかったとしか思えない。そういう理由で、借主の費用負担でお願いしますということを言われました。以上です。

○白川正樹議長 大西豊君、あと3秒です。

○大西豊議員 最後になりますけど、もうちょっと町有財産というのはきちっと答弁していただきたいと思います。

○白川正樹議長 以上で、14番、大西豊君の発言は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで休憩を取ります。議場の時計で3時5分まで休憩といたします。

**休憩 午後 2時48分**

**再開 午後 3時05分**

○白川正樹議長 休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可します。

15番、川原茂行君、質問を許可します。

○川原茂行議員 ちょうど駐車場の前、カリンの芽が1日以降、日増しに膨らんでまいりました。寒い中にも春の息吹を感じる昨今でございます。今日は3月議会の私が最終質問者ということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

振り返ってみますと、昨年10月頃から降雨が非常に少なかったと。10月、11月、12月と、そして1月とあまり雨が降っておりません。ちょうど2月に入りまして、117.5ミリ、これは野口ダムの集計でございます。やっと仲南地区の皆さん方には御心配いただきました水道水、ちょうど満水いたしまして、今日、見たところ、堤防の上からわずかに流れ落ちるような状況になっております。

今日、非常に地球の温暖化といいますか、降雨が非常に少ないか、それともまた集中的に100ミリを超える雨が降るのか、どちらかに極端に二分化するような頻度が非常に高くなっております。

そういう中で、私の考え方は、今からちょっと説明させていただきますが、まんのう町の森林1万3,000ヘクタール、水田1,820ヘクタール、畑258ヘクタール、農地を合わせますと、田畑で2,000を超える面積を所有しておるまんのう町でございます。



す。

しかし、この農地を見ますと、非常に耕作放棄地、非常に高齢化する中でますます人口は減る、農事従事者が減る、こういうことで荒廃しておる農地が目についております。

振り返ってみますと、平成16年だったと思いますが、時間雨量で120ミリ、ちょうど15分で40ミリというような雨量もあったわけでありまして。時間雨量に直しますと120ミリ、したがって、こういう100ミリを超えるのが今日の状態であります。

そこで、災害について、南海地震もさることながら、今、目の前に来ておる集中的な雨量における災害、これをいかにして止めていくか、抑止するか、こういうことが非常に大きな問題であると同時に、危機感を感じておるわけでありまして。

そこで、雨量があっても、ある程度、地下浸透する。山林1万3,000ヘクタールあるわけですから、これはかなり地下浸透いたします。そして、2番目に多いのがやっぱり水田でなかろうかと。これが2,000ヘクタール近くありますから、これが2番目かなと。そして、まんのう町も池がかなりあります。こういうところが、それと河川敷ですね、そういうところが地下浸透すると。

今の建物を考えてみますと、この庁舎も見ますとよく分かるんですが、庁舎に降った雨が駐車場は舗装です。道路も舗装です。そうしますと、降った雨が2分後には、即、水路に入る。水路に入ったら、また三面ですから、わずかな時間で河川に流れ込むと、こういうような状態でありまして、非常に農地の持つ意味合い、例えば農地に5センチの水がたまりますと、2,000ヘクタールだったら、約100万トンですかね、一時期、30分、40分の調整は可能なかなと。ここで昨日も同僚から話がありましたが、流域治水の話は今日は置きます。流域治水も大いに関係してくるわけですが、この農地が持つ役割、いろんな多面的なものを持ち合わせる農地が荒廃することについて、まんのう町の町長として、この農地、農業者が本当に諦めてはいけない農地をこういう状態になっておる農業者の心情を含めて、どうお考えになるのかお尋ねいたします。

**○白川正樹議長** 町長、栗田隆義君。

**○栗田町長** 川原議員さんの集中豪雨と農地の関係についての御質問にお答えいたします。

集中豪雨時における流域の防災・減災機能につきましては、農地が持つ治水機能が大変重要な役割を果たしております。とりわけ水田の防災・減災機能といたしましては、いわゆる田んぼダムが挙げられますが、排水口への堰板の設置などによる流出抑制による貯留機能により、下流域の潜水被害リスクを低減することができるとされております。こうした防災・減災効果を高めるためには、やはり水田の整備や田んぼダムの取組を推進する必要がありますので、香川県や町土地改良区などの関係機関との協議を深めながら、効果的に治水機能を発揮することができる圃場整備などの土地改良事業について、実現可能な区域選定を行いたいと考えているところでございます。

事業区域の選定に当たりましては、農業委員会が地域計画を策定するために開催いたし

ております地域ごとの農業者座談会などで、中核を担う農家の皆さんとの意見交換を進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、集中豪雨における減災・防災対策につきましては、流域治水の考え方を活用しながら進めてまいり所存でございますので、よろしくお願いたします。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 基本的な考え方は、今、町長さんおっしゃっていただきました。ここでちょっと人口に触れますが、1, 780ヘクタール水田がある。不耕作地がかなり目がついております。はっきりした数字は、私、分かりかねますが、3割、もしくは、ひよっとしたら4割近くが荒れておるんじゃないかなと、そんな気がいたします。

そこで、基幹的農業の従事者数が1, 000人ぐらいなんですね、今、データ上は。その本当に中核になるのが認定農業者を含めて110名か百二、三十名なんです。それで1, 800ヘクタールを守れというのであれば、なかなか難しい。

今、ある程度の年齢の方にお話を伺いますと、今、農機具がある間はやりますよと。しかし、次の機械は買えませんという声が大半なんです。本当にやろうとする30、40、50代の方は別の話として、それ以上の先輩方はそういう感覚をお持ちの方が多い。ということは、機械の購入費が非常に高いというのが現状であります。農業所得はあまり上がらない。購買する農機具は物価高に合わせてどんどん高くなる。そのためにどうしても農業から足を洗うといいますか、農業に対する気持ちが希薄になっていくと、こういうのが現状でなかろうかなと思います。

そこで、農機具の購入についてちょっとお聞きいたしますが、今、県単事業でいきますと、県が3分の1、町が6分の1ということで、両方合わせますと約2分の1の補助が受けられると。これは今までは中核農家の生産者に限ってございましたが、ちょうど5年度からは香川県独自の施策として、2種兼業の方にも対応しますよという形になりました。

こうなってくると、いいところばかりではないんです。その政策自体は県として非常にありがたい話なんですけど、そうしますと、対象者が非常に多くなってきたと、香川県で。多くなってくるということは、やはり県も限られた予算があるわけですから、何ぼでも機械というわけにはいきません。次、購入する方が2年待ち、もしくは3年かかるかも分かん。非常に計画が立ちにくいのが現状であります。

そこで、私、提案を含めて町長にお聞きしたいのは、今、ちょっと皆さん方にお配りしておりますものをお目通しいただきたいと思います。リース事業についてちょっと説明させていただきます。

これはたまたま、リース事業を、今、香川県でやっておるのはこのヤンマーククレジットサービス株式会社、クボタさん、三菱農機さん、この3社です。ほかにも恐らくこういう時代になってきましたから、ほかのメーカーさんも恐らくこれに追随してくるだろうとは思いますが、今、分かっておるのはこの3社です。この1社のものを、今日、全てきちんとした数字は出ておりません。といいますのは、例えば説明しやすいような数字を出して

もらえんかと言うたもんですから、こういう形になっております。ちょっと説明させていただきます。

1番上、これはトラクターの見積りです。57馬力。型式のところの仕様を見てください。YT357、57馬力と通常言われておるトラクター、これが734万6,000円です。消費税を入れますと、太枠の中、808万600円です。この中には当然この会社と買います農家の方の間には折衝期間がありますので、当然もっと安くなります。メーカーによって1割か1割5分かもっといくか、それは分かりませんから、ここで申し上げるわけにはいきませんが、そのままの数字を出しました、808万円。57馬力のトラクターでいきますと、5年後、5年使って済んだときには残価設定が258万円が値打ちがあるとメーカーは踏んでおります。その下の段といいますと、5年ですから、60か月の試算をしていきますと、最終的に663万3,000円になるわけです。これが最終です。しかし、これは説明しやすい数字でありますから、1割5分引いてくれたとしたら、この数字が下がってきます。それは別に頭に置くだけ置いていただきたい。

そこで、町単として何ぼか町が農機具の買い取りするときに、これはトラクターですが、コンバインも田植え機もほかの機械も入ります。ただし、あんまり金額の低いもの、例えば草刈りとかそういうわずかなものはこのリース事業としては認められないだろうと思います。この663万3,000円の数字の中で、町が一つ考えていただきたいと思うのは、普通、県単事業でやる場合にも、6分の1は出しております。だから6分の1が適正か、そこまでは出せないかというのであれば、10分の1、それは数字は置いて、町長がこういうものを考えてみよう。まんのうの農業を守るのに、どうしてもこれだけの考え方はしていかなんたら農地が崩壊する。そして、挙句の果てには災害が起きて悲惨な目に遭うと。こういう事実を仮定するならば、まんのう町の農業をこういう、今、機械が本当に高いと皆さんが思っておるんですから、ひとつこれはよそに先んじて町も考えてみようというお気持ちがあるのか、ないのか、ぜひあるとお聞きしたいわけですので、よろしくお願いします。

**○白川正樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** 失礼します。ただいまの川原議員の質問に対して、実務的な内容となりましたので、農林課からお答えしたいと思います。

まず、リースに関する資料は、今日、お持ちしておりませんが、考え方としてちょっと整理していきたいと思いますが、まず、議員さんおっしゃるとおり、農家さんが、今、高齢化してきていますが、大規模経営の方も一方では増えてきています。機械の更新に当たっては、農業の効率化を図るために農機具を更新している方がほとんどでございます。ですが、かなりの高額になります。この見積りを見る限りでも、トラクターで800万円を超えていると。一括で購入するとなると800万円を超えるということになります。

これまでに農機具の購入に対してどれだけの支援をしてきたかということで、ちょっと例として挙げさせてもらいますが、平成28年度から令和元年ぐらいいまにかけては、年

間2件から4件程度の農機具の補助事業を行いました。ただ、令和2年度から令和5年度にかけて、かなり件数が増えてまして、令和4年と5年に関しては11件の申請が出て、採択を受けております。

金額については、件数が増えたことに伴いまして、大体2,000万円から2,500万円の補助を交付しているところでございます。

先ほどお話ありましたが、令和6年度に入りましたら、香川県が多様な農業人材認定制度を創設して、兼業農家さんをも対象とした支援事業を行うということになってます。この事業につきましては、事業費の補助率、県が6分の1、町が6分の1ということで計画を出されるようでございますが、この支援事業についても、認定となる要件は多々ございます。認定農業者の方のような所得目標まではないと思いますが、まず、経営規模を拡大される意欲のある農家さんが対象になろうかと思えます。詳しいことがありましたら、また委員会などで報告させていただきますが、現在のところは、規模拡大があって、なおかつ、営農5年以上は最低でも続ける意思のある方ということは県からお示しいただきました。

それと、先ほどのリースのお話です。リース事業になりますと、まず、リースのメリットは、一番大きいもので言うと、やはり初期費用がかなり安く抑えられるということになるかと思えますが、ただ、リースにするとデメリットも実はあります。これ、見積りにもありますとおり、やはり総額で申し上げますと、残価設定という設定、5年後には買い取るのかどうかということを追われます。となると、総額で言えば当然高くなります。

そうなるのと、もう一つは、リースにしても、修繕費用、保守の費用は利用者が行うことになります。

一方で、レンタル事業というのもありますので、レンタル事業は保守もろもろの費用はレンタル会社のほうで持つと。ただし、ちょっと短期に借りるような事業となりますから、長く借りると高くつくというようなところがあります。

そういったところで、先般、中四国農政局から令和6年度予算の説明がありました。そのときに、かなり昔は農機具のリースも補助事業のメニューの中には載っていたようですが、今はかなり限定的なところだけにリース事業を認められております。例えばお茶であったり薬草であったりとか、それとか加工用の野菜を作る場合に、大型機械のリースということはあるようですけども、それ以外の事業の支援にはそういったリースの補助事業はありませんでした。また、香川県についても、リースに対する補助事業はございません。

ただ、議員さんおっしゃるとおり、今後、令和6年度中に地域計画を策定したときに、その地域計画に地域農業を担う者として掲載される方、農家さんが出てきます。そういった方の中で、規模の拡大を目指す方とか、そういったことに対する支援というのは、恐らく国の事業のメニューの中にも出てこようかと思えますが、リースについては分かりません。

ただ、認定農業者の方については、機械の導入に当たって大変有利な貸付制度を利用で

きますから、金利もかなり安くて、であれば、例えば10年間使える機械を導入したときに、リースに比べると、総額でいくと安くつくという側面もございますので、ちょっとこのリースの事業に対して町の費用を持っていけるかどうか、財源の問題もありますし、また、今後の国や県に対する要望も踏まえて研究する必要もありますので、持ち帰りまして、ちょっと農林課のほうで調査させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** これはリース会社は国や県の許可は要らんです。メーカーさんと個人でいけると。だから補助が一つもない。いいですか。保険も大抵のものが入っておる。5年間というのはまず事故があれば別ですが、通常ではあまり故障は起きないです。事故があったときには保険に入ってます。一番いいのは、県や国の審査が要らないというのがこれなんです。今、おっしゃるとまったく違う。県単でやる場合には審査が必要です。国の指導も必要です。網がかかります、面積が何ぼ以上とか。これ要らないんですよ。だから私はきちんとこれはやりますというような姿勢を問ひよる、町の姿勢を。これはかなり勉強していただきたいなと思ひよるだけであって、これは、今日、私が言ひよる、それはやりますわという答えはあるとは思ひんけども、町長がやる気があるかないかを、今日、お伺ひしとるんです。いいですか。それだけです。

先ほど課長の答弁がありましたから言ひましたが、5年間ではまず通常でいく場合には故障はない。転落とかそういう大きな事故があった場合には、保険も当然入った見積りなんです。入ってます。ですから、今、荒廃している大きな原因の中に、今やっておる中堅の本当に農業をやろうという方だけでは守り切れぬものがあるから、ある程度の年齢といひても、例えば退職してまだ10年、20年いける方、年齢的にいける方が、今、使ひよる機械が修理代が高くなってどうしようもないといひるときには、農業を放棄しますよといひよるから、そういう方が多いんですよ。だから、こういう形でどうでしょうか、ちょっとは勉強していく必要がありませんかと、こう言ひよるわけです。

これはたまたま800万円ぐらいな機械ですが、57馬力、でも50アール、1ヘクタールだったら、この57馬力も要らぬじゃないですか。もっと単価の低いやつで30馬力でもいいじゃないですか。25でもいいじゃないですか。金は下がります。

もう一つ、財源の問題。例えば県の審査を受けて、そちらで申請した場合には、6分の1は出しておるんです、今、町が。県が6分の2、町が6分の1で出しておる。これは今まで一つもないから、6分の1を出しても単県と同じような格好になる。でもそこまで財源的に難しいがといひよるんであれば、10分の1でも、それは、私、6分の1があればいいと思ひますけれども、そこらがこれからの研究のしどころだと思ひますが、今日のところは、町長がまんのうの農業をこのまま崩壊させていいんかと、仕方ないがといひよるか、それとも、いやいや、これは間接的に長期的に考えてみるわ。大変な災害になったら困るといひよるような気持と、農家の育成と同時に、農業で利益を追ひよるようなまんのうに

していききたいという気持ちがあるか、ないか、ここをお聞きします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの再質問にお答えいたします。

リース、レンタルといえますか、新しい制度ができたということでもありますので、十分町としても調査研究して、前向きに進めていききたいなというふうに思います。

○白川正樹議長 川原茂行君。

○川原茂行議員 私も先ほど申しましたように、ここで答えをすぐ出させていただくとは思っておりません。十分研究していただいて、まんのうの農業の活性化につながることをぜひ期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

質問は農林業振興なんですけど、機械はこれで置きます、時間の関係上。今度は林業です。林業も趣旨は全く農地と同じ。災害が起きたときじゃなく、起きないようにするために、まんのうの森林1万3,000ヘクタールをどうやって守っていくのか。ちょうど、今、森林委員会も3回、会合をして、いろんな計画を立てておるさなかでございます。近々には現場も見に行くということではありますが、私の感覚では、伐期といえますか、60年、70年の木がかなり私の感覚でいきますとあると思っております。こういうものを含めて、森林保護をどうやってこれからいくのか。財政的なことも踏まえますけども、当然これは人間の手が山のほうへまず向かなんたらいかんのです。机の上でいろんな絵を描いても、財源的にはある程度いけますよというても、山のほうへ人が入ってく気持ちがなければいけない。これはどう森林保護をお考えになるのか、町長にお聞きいたします。

○白川正樹議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川原議員さんの、森林と豪雨の関係についての御質問にお答えいたします。

集中豪雨時における森林が持つ防災機能といたしましては、土砂災害防止機能と洪水緩和機能が主なものになると考えられます。

まず、土砂災害防止機能ですが、これには表層崩壊発生防止機能と崩壊土砂の流出抑制機能があります。これらは地下の根が発達し、地上部の立ち木サイズが大きいものほど機能を高度に発揮するとされておりますが、根が張る範囲を超えた基盤の岩層や厚い堆積層が崩れる深層崩壊までは防げません。ただし、豪雨で発生する崩壊はほとんどが表層崩壊であること、また、その崩壊あるいは侵食された土砂が下流に流出すると、河川の氾濫などの被害をもたらすことから、こうした土砂災害防止機能は重要であると認識しており、さらに人家等の周辺に高木等が密集する森林があれば、落石や土石流を受け止めるなど、災害緩衝機能の効果も期待できると考えております。

次に、洪水緩和機能ですが、これは森林が洪水のピーク流量発生までの時間を遅らせる機能で、主には雨水が森林土壌に浸透し、地中を通して流出することにより発現するとされています。

一方、時間雨量が100ミリを超えるような大雨による大規模な洪水では、洪水がピー

ク流量に達する前に飽和に近い状態になることから、ピーク流量の低減効果は大きくは期待できないとされているようです。

このように降雨量による限界はあるものの、一定の貯留効果を発揮し、河川に流れ出る中間流や地下水流を経て川に出るといった流出形態は表面流に比べて到達時間が遅くなり、洪水ピークを緩和させるという機能の重要性に変わりはないものと認識しております。

このほか、近年の異常降雨などは地球温暖化が原因と言われており、地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としての機能も森林の持つ防災機能の一つと言えるものと認識しております。

このような防災機能を高度に発揮する森林の整備といたしまして、林内の光環境がよく、地下の根がよく発達し、立木のサイズと蓄積が大きい森林は林業的にも良好な森林でもありますことから、防災機能の高度発揮とともに、木材生産機能を高度に発揮できる森林としての整備に取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、まんのう町森林委員会で審議いただいております「まんのう町豊かな森林づくり基本計画」におきましても、「森林づくりの基本方針」の第1に「災害に強く豊かな水と多様な生き物を育む森林づくり」を掲げており、特に土砂災害ハザードマップ等により、土砂災害防止機能の発揮が期待されている森林につきましては、長伐期施業の実施や自然植生が発達した森林環境を整備することとしているほか、谷筋等の溪畔林については、できるだけ保全するように努めるなど、防災機能と持続可能な森林経営の実現を合わせた取組となるよう努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** ちょっと私の数字が間違っと思ったら訂正させていただきますが、森林環境譲与税、当初は人口割が3割、山林従事者が2割、森林面積が5割とお聞きしました。最近では人口割が5%減って25、森林従事者が20で、山林面積が55というようにお聞きしておりますが、そちらの方向で我々考えてよろしいのでしょうか、お聞きします。

**○白川正樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** それでは、ただいまの川原議員の再質問についてお答えしたいと思います。

森林環境譲与税でございますが、人口割が2割、私有林の人工林面積が6割、林業従事者数が2割というのが今回の変更点になります。

**○川原茂行議員** すみません、ちょっとパーセントをもう一遍お願いします。

**○藤原農林課長** 人口で3割が2割になり、私有林人工林面積が6割になり、林業就業者数の率で2割のままとなります。

金額で申し上げますと、香川県全体で言うとかかなり減額となりますが、まんのう町においては、9万6,000円の増額という想定になりまして、1,903万5,000円であるものが1,913万1,000円になる予定でございます。以上です。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** これはパーセントは今ので人口割が2割というのは間違いはないんですかね。決定ですか。間違いはないですか。

**○白川正樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** 大変失礼しました。国会は通ってないんですけども、今回、地方税法の改正の閣議決定を受けた資料を見てみますと、先ほど川原議員がおっしゃっていた、私有林の人工林面積が5.5割、林業就業者数が2割のまま、人口で2.5割で国会に出されるようでございます。先ほどのを訂正いたします。以上です。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私もさっき言いましたが、はっきり分からななだから、25%が人口割、2割はそのままで山林従事者、山林面積が55、私もある筋からこういう情報は入ったけども、たしかじゃないからお聞きしたわけですが、今のところははっきりではなくても、大体そういう形でいってるんですね。それが1,900万円余りと。この1,900万円で森林を保護せえいうても、これはとてもじゃないがいかん金なんですけど、この森林環境譲与税の意図するところ、これは今のところお考えはありますか。どこからいこうと。私が一番心配なのは、森林委員会を通じて現場へ行かんと計画は立てんのは、それはそれでよろしいんですが、山にとりあえずは人が入っていかんだら、じっと考えよってもいかんと思うんですが、そこらの労働人口をどうお考えになるのか、これが一番の問題でなかろうかなと思いますけど、町長、いかがでしょう。

**○白川正樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** 失礼いたします。ただいまの川原議員の質問に対して、農林課からお答えしたいと思います。

森林環境譲与税の使途でございますが、まず、農業に限らずですけども、森林、林業に従事する作業員は非常に少ないという現状がございますので、まずこの森林環境譲与税の1割を担い手育成費として使いたいと考えております。

また、森林環境譲与税の一部を航空レーザー測量によるまんのう町内にある森林の蓄積量の調査に充てたいと考えております。

あと残額については、通常の造林整備事業のほうに回していきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** 私、ある場所で、やっぱり山に従事する方の育成、これは、近々、大学校ができて、その卒業生を研修として充てるという発想もあるのかなと思っておりましたが、それはそれでいいんですが、基本的に山に従事する、しかも伐期が適当なところが相当あると。こうなりますと、3年や5年でまともに木が出るとは、私、思っておりません。恐らく今の急峻なところですから、チェーンソーでいって、あとは車につけるまでをどうするのか、ここらを含めて、本当にプロ的な一番効率的な搬出の方法になると、10年近くはかかるのではないかなと、私の体験上、そう思っております。



といいますのは、やはり私も仲南地区の山はほとんど分かっております。一つの方法として、昔のことを参考にしてはどうかなど。昔のことはほっとけというんじゃないで、それはそのまませえというのはおかしな話ですが、参考にするのはいいのではないかなど。

昔は農家の方が農繁期に農作物を作って、収穫して、それから山に入っとったと。これは一つのヒントでないかと思う。まず1年中、山に従事せよというても、なかなか厳しい。財政的にも厳しいかも分かりませんが、人が行く気になるところがもっと厳しいと思います。ですから、農業をやっておる方、1年中ずっと忙しい方は別として、先ほどの機械でないけども、ある面積に限ってやっておられる方で、農閑期には少々という方がおいでるんであれば、そちらと林業もタイアップで考えていく必要があるのかなどと思いますが、そこらについてはいかがでしょうか。

**○白川正樹議長** 農林課長、藤原道広君。

**○藤原農林課長** 失礼いたします。ただいまの川原議員の再質問に対しまして農林課からお答えしたいと思います。

確かに昔は農繁期を避けた時期に林業に従事する方がおいでましたが、今現在はほとんどいないようでございます。

また、3月末には森林委員会の現地調査に出向きますが、森林委員会の方からの助言もいただきながら担い手の育成、また、作業員の確保については今後進めてまいりたいと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

**○白川正樹議長** 川原茂行君。

**○川原茂行議員** いずれにしても非常に難しい問題ばかりであります。考えてみますと、我々ふるさと、こういう本当に森林が多い、広い面積に恵まれた環境の中、コウノトリがまんのうで生息して繁殖するのも一理あるような環境でありますから、ぜひともこの環境を守っていくと同時に、もっと大事な人命保護といいますか、人命を大切に行政運営、私はひとつ町に先駆けて、そういうふるさとを次の世代に継承していけるような、町長の英断を期待して、今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

**○白川正樹議長** 以上で、15番、川原茂行君の発言は終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

なお、次回会議の再開は、3月19日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

**散会 午後3時54分**

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年3月5日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員